

# 長瀨町小中一貫教育基本構想・基本計画

令和8年3月

長瀨町教育委員会



# 目 次

はじめに	1
1. これまでの取り組み	2
2. 小中一貫教育に向けた前提条件の整理	
(1) 児童生徒数の推移状況	3
(2) 将来の児童生徒の推移予測	3
(3) 各学校における教職員数	4
(4) 維持管理費および建設費用の軽減の検討	5
(5) 学校施設の集約化	8
(6) 計画地の前提条件	9
3. 計画地周辺と既存施設の条件整理	
(1) 長瀬第一小学校、長瀬中学校、学校給食センターの施設概要	13
(2) 既存施設の使用状況の整理	14
(3) 計画地の概要（敷地周辺インフラ状況）	16
4. 小中一貫教育に向けた基本方針・整備コンセプトの設定	
(1) 教育環境における教職員の意見徴収	18
(2) 小中一貫教育についてのアンケート結果	18
(3) 児童生徒（5年生～中学2年生）を対象としたWEBアンケートの実施	19
(4) 小中一貫教育検討に係るワークショップの開催	27
(5) 長瀬町小中一貫教育に係る研修会の開催	28
(6) 坂戸市と日高市への学校視察の実施	29
(7) 小中一貫校の教育形態について	29
(8) 検討委員会によるワーキンググループにおける討議の内容	30
5. 小中一貫教育に向けた長瀬町の基本方針	32
6. 必要諸室の検討	
(1) 長瀬第一小学校と長瀬中学校の施設状況	33
(2) 必要諸室の計画面積	62
7. 施設計画の検討	
(1) 学校配置ゾーニングの計画	65
(2) 構造計画概要	68
(3) 電気設備計画概要	69
(4) 機械設備計画概要	73
8. 概算事業費の検討	
(1) 各種交付金や補助金、地方債等の整理	74
9. 開校までのスケジュール検討	
(1) 事業スケジュールの作成	78
10. おわりに	79



## はじめに

長瀬町における小中学校のあり方については、令和2年7月に設置された「長瀬町学校のあり方検討委員会」において約2年にわたり協議を重ね、小中一貫教育の導入及び早期の小学校の統合を提言する旨の答申が町に行われました。

この答申を受けて令和4年6月に策定された「長瀬町立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画」では、「小学校は、今後もさらに小規模化が進むことが見込まれるため統合する。中学校は、単学級になる時期を念頭におき、学校運営に影響が出ないように、小中一貫校の設置に向けて建物の老朽化に伴う校舎等の建替時期も勘案し、統合時期を検討していくこと」を基本的な考え方とし、前期計画（令和4年度・5年度）では、長瀬第二小学校における複式学級解消と一定規模の児童集団の確保を目的に長瀬第一小学校と長瀬第二小学校を統合すること、後期計画（令和6年度～13年度）では、児童生徒数の減少による単級化に対応するため、小規模校である小学校と中学校を一体的に配置するなど、小中一貫教育に向けた施設の検討を行うこととされました。

令和4年度・5年度につきましては、前期計画に基づき、「長瀬町学校統合準備委員会」が設置され、小学校の統合について検討を重ね、令和6年4月に小学校が統合されました。

昨年度、後期計画に基づき、長瀬町の地域性及び特性に即した魅力ある小中一貫教育の実現に向けて幅広い見地から検討を行うため、「長瀬町小中一貫教育検討委員会」を設置し、小中一貫教育校の施設及び整備等に関することや、その他小中一貫教育の推進に関することについて検討を行いました。

今年度、さらにこれまで出された意見も踏まえて、小中一貫校の施設及び整備等に伴った一貫校にふさわしい特色ある教育内容等について検討を行いました。

このような検討課題を含め、教育委員会からの諮問に対し、小中一貫教育校の施設及び整備等に関すること、その他小中一貫教育の推進に関することについて、検討委員会で様々な意見を出し合いながら検討を進め、その結果をまとめた答申が、令和8年2月に提出されました。

教育委員会では、この答申を十分に尊重し、児童生徒や保護者及び地域住民を対象におこなったアンケート結果などを踏まえ、「長瀬町小中一貫教育基本構想・基本計画」として策定しました。

今後はこの計画に基づき長瀬町の小中一貫教育を進めてまいります。

## 1. これまでの取り組み

令和2（2020）年3月に策定した長瀬町公共施設長寿命化計画において、学校施設の長寿命化に向けたロードマップを作成し、同年7月に長瀬町学校のあり方検討委員会設置しました。

その後、令和4（2022）年6月に長瀬町立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画を策定し、長瀬第一小学校と長瀬第二小学校の統合、小中一貫教育に向けた施設の検討を位置付け、令和6（2024）年4月には、長瀬第一小学校に長瀬第二小学校を統合し、長瀬町小中一貫教育検討委員会を設置しました。

年 月	内 容
令和2年 3月	長瀬町公共施設長寿命化計画（総合管理計画）策定 ・学校施設の劣化状況評価を実施 ・学校施設の長寿命化に向けたロードマップを作成
令和2年 7月	長瀬町学校のあり方検討委員会設置
令和3年 2月～6月	学校教育についてアンケートを実施 ・保護者（子どもが町内の小中学校、保育園、認定こども園に通う）及び町民を対象
令和4年 6月	長瀬町立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画策定 ・長瀬第一小学校と長瀬第二小学校の統合 ・小中一貫教育に向けた施設の検討
令和6年 4月 4月 6月 6月 7月～8月 8月 8月 9月 12月	・長瀬町公共施設劣化状況調査・耐力度調査を実施 ・長瀬第一小学校に長瀬第二小学校を統合 ・長瀬町小中一貫教育検討委員会設置 ・第1回長瀬町小中一貫教育検討委員会の開催 ・保護者及び地域住民を対象としたアンケート調査を実施 ・学校施設の劣化状況調査を実施 ・第2回長瀬町小中一貫教育検討委員会の開催 ・第1回小中一貫教育検討に係るワークショップの開催 ・第2回小中一貫教育検討に係るワークショップの開催
令和7年 1月 2月 3月 5月 6月 8月 11月	・第3回長瀬町小中一貫教育検討委員会の開催 ・第4回長瀬町小中一貫教育検討委員会の開催 ・長瀬町小中一貫教育に係る研修会の開催 ・坂戸市と日高市への学校視察を実施 ・第5回長瀬町小中一貫教育検討委員会の開催 ・第6回長瀬町小中一貫教育検討委員会の開催 ・第7回長瀬町小中一貫教育検討委員会の開催
令和8年 2月 2月 3月	・第8回長瀬町小中一貫教育検討委員会の開催 ・児童生徒（5年生～中学2年生）を対象としたWEBアンケートの実施 ・基本構想・基本計画（案）への意見募集（パブリックコメント）の実施

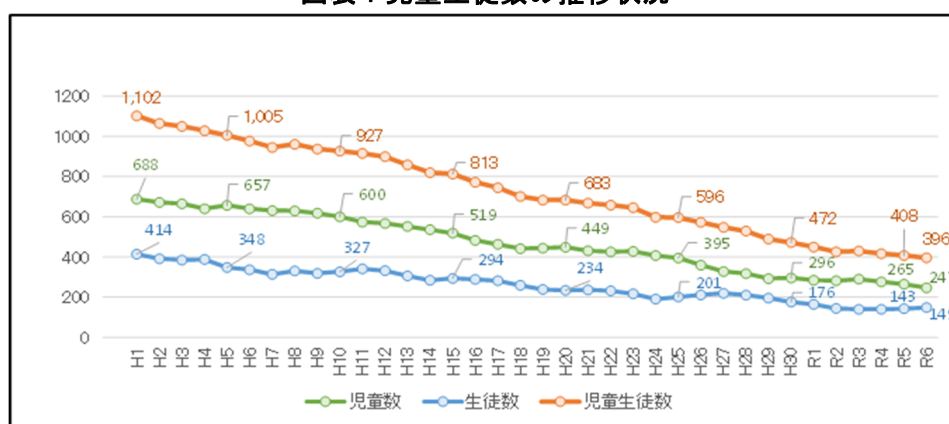
## 2. 小中一貫教育に向けた前提条件の整理

### (1) 児童生徒数の推移状況

これまでの児童生徒数の推移状況をみると、35年前の平成元（1989）年の児童生徒数は1,102人から年々減少し、平成10（1998）年では927人、平成20（2008）年では683人、平成30（2018）年では472人となり、令和5（2023）年には408人と、平成元年の児童生徒数と比べて4割程度まで減少しています。

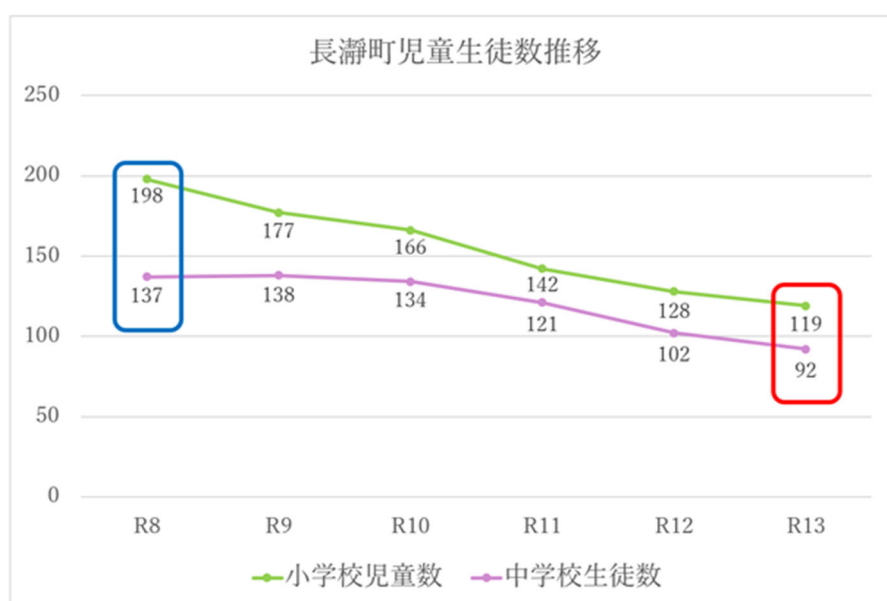
このままのペースで減少していくと、令和9（2027）年には小学校が、令和12（2030）年には中学校を含めたすべての学年が単一学級（学年1クラス）になると予想されています。

図表：児童生徒数の推移状況



### (2) 将来の児童生徒数の推移予測

年々、児童生徒数が減少していくなかで、将来必要な学校施設規模を把握するため、令和13年度までの児童生徒の推計を行いました。



(3) 各学校における教職員数

各学校における教職員数について、学校に配置される職員数は学級数を根拠に確定されます。小中一貫校の場合、小学校・中学校の学級数で決定されます。

図表：教職員数を令和13年度で仮定すると

学校	学級（見込み）	職員定数
長瀬第一小学校	8（通常6・特支2）	1 1（校長・教頭・教諭）
		養護教諭1・事務職員1
長瀬中学校	5（通常3・特支2）	1 2（校長・教頭・教諭）
		養護教諭1・事務職員1
これを小中一貫校とした場合	職員数は <b>27</b> 名となる	

小中学校には上記の教職員が配置されます。

※校長を1名とした場合、もう1名分は教諭を配置することができます。

図表：他市町の小中一貫教育学校の教職員数

	A		B		C		D	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
通常学級数	6	3	6	3	7	3	10	6
特支学級数	2	2	2	2	3	2	3	2
職員数	1 1	1 2	1 1	1 2	1 3	1 2	1 7	1 6
栄養教	1	1	1	1	1	1	1	1
事務	1	1	1	1	1	1	1	1
職員数計	1 3+1 4 =2 7		1 3+1 4 =2 7		1 5+1 4 =2 9		1 9+1 8 =3 7	

追加での教員配置について、市町・学校の実態に合わせて、職員が配置される場合があります。

#### (4) 維持管理費および建設費用の軽減の検討

長瀬町公共施設長寿命化計画（令和2年3月策定）では、現在の学校施設をそのまま維持・更新する場合、今後40年間で42億円の経費が必要と試算し、今後10年間に必要な費用は約19億円との見通しを立てています。

なお、近年における物価の高騰や人件費の上昇など、建設コストが高騰しているため、現在においては試算額以上に費用がかかります。

これまで整備してきた学校施設を含めた公共施設を、今後も維持・更新していくためには多額の費用が必要となりますが、このままでは、昨今の人口減少と少子高齢化の進行から町の財政規模は縮小せざるを得ないと考えられます。

既存の学校施設を長寿命化改修工事を行った上で、このまま建物を維持したとしても、30年後には校舎や体育館の建替えが必要となることから、財政面においては課題を先送りすることになります。

将来の財政状況や児童生徒数の減少、体格差などを考慮して、小・中学校を集約し一棟の新設校舎のなかで運営する検討も必要となります。

小学校の教職員より、「黒板を昇降式にしたり、トイレの大きさを変えたり、水道の水栓高さを変えたりといった配慮が必要」と、既存の小学校と中学校の校舎いずれかに集約する場合、児童生徒の体格差に応じた施設整備が必要となるなどの意見も寄せられています。

小中一貫校の設置形態別に【施設分離型】【同一敷地内隣接型】【施設一体型】を作成し概算事業費の算出を行いました。

長瀬第一小学校、長瀬中学校、学校給食センターを施設ごとに長寿命化型改修工事と更新工事を行い、更新工事に伴う既存施設の解体工事などの費用も含めて、その実施する年度の物価上昇率を見込んで算出します。

長寿命化改修工事の工事概要と更新工事の条件を以下にまとめました。

##### 【施設分離型】

長瀬第一小学校、長瀬中学校それぞれの建物を目標使用年数まで長寿命化型改修工事を実施し、目標使用年数に達した後に更新工事と既存解体工事を行います。

給食センターは学校給食衛生管理基準を満たすため建物内を非汚染作業区域・汚染作業区域に区画する改築・更新工事を優先します。

改築・更新工事のあと次回長寿命化改修時期までの間に必要な改修工事を実施します。

##### 【同一敷地内隣接型】

長瀬中学校を目標耐用年数まで長寿命化型改修工事と小中一貫校に向けた改修工事を実施し、目標使用年数に達した後に更新工事と既存解体工事を行います。

長瀬第一小学校と給食センターを廃止し、長瀬中学校の敷地内に増築するため、基本構想・基本計画・基本設計・実施設計を行い新築（増築）工事を行います。

竣工後、小学校も長寿命化改修工事を行います。建築確認等の申請が必要なため敷地測量と地質調査を行います。

##### 【施設一体型】

長瀬中学校の敷地内に小学校・中学校・給食室を集約させた施設一体型小中一貫校を建設するため基本設計・実施設計を行い建替え工事を行います。建築確認等の申請が必要なため敷地測量と地質調査を行います。

学校給食センターは廃止し、解体工事を行い、新築建物竣工後長寿命化改修工事を行います。

図表：改修の条件

長寿命化改修工事と更新工事の条件					
建物名称	目標使用年数	経過年数	残り使用年数	改修工事の期間	更新工事の実施時期
長瀬第一小学校	85年	49年	36年 (2061年)	2025年度～ 2061年度	2062年度
長瀬中学校	85年	53年	32年 (2057年)	2025年度～ 2057年度	2058年度
学校給食センター	85年	44年	41年 (2066年)	2028年度～ 2057年度	2027年度

その他、共通事項として

- ・管理運営費：5年ごとに見直しを行う。
- ・光熱水費：5年ごとに見直しを行う。
- ・更新、改修設計料：改修工事の前年度に実施する。

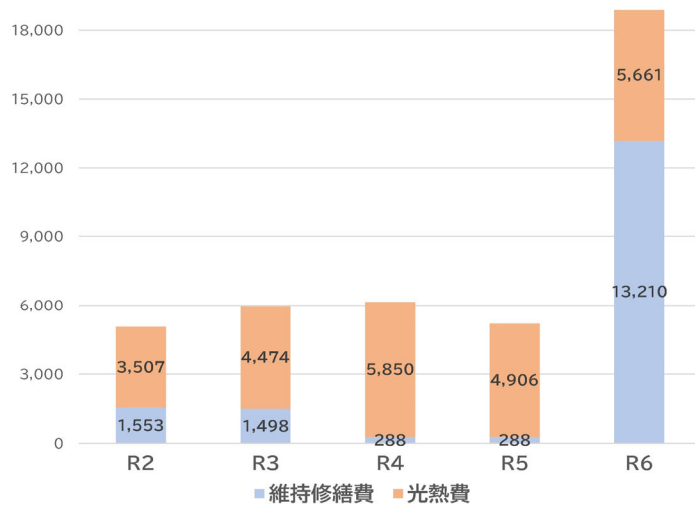
下の図表は、令和2年から令和6年までの5年間について、学校施設と学校給食センターの維持管理費と光熱費を示したものです。今後も建物の老朽化に伴い、維持管理費と光熱費は増加していくことが予想されます。

図表：年間の維持管理コスト（5年間）

長瀬第一小学校

単位：千円（税別）

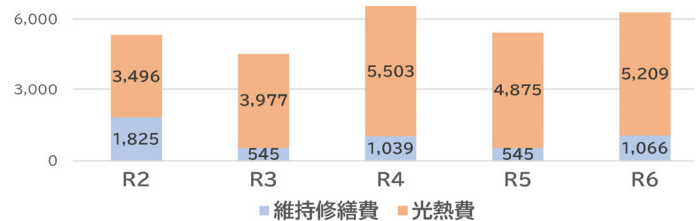
西暦	2020	2021	2022	2023	2024
和暦	R2	R3	R4	R5	R6
維持修繕費	1,553	1,498	288	288	13,210
光熱費	3,507	4,474	5,850	4,906	5,661
合計	5,060	5,972	6,138	5,194	18,871
累計	5,060	11,032	17,170	22,364	41,235
5年平均	8,247				



長瀬中学校

単位：千円（税別）

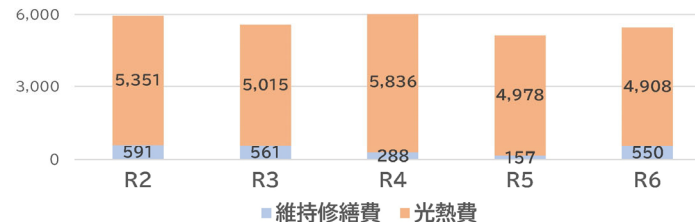
西暦	2020	2021	2022	2023	2024
和暦	R2	R3	R4	R5	R6
維持修繕費	1,825	545	1,039	545	1,066
光熱費	3,496	3,977	5,503	4,875	5,209
合計	5,321	4,522	6,542	5,420	6,275
累計	5,321	9,843	16,385	21,805	28,080
5年平均	5,616				



学校給食センター

単位：千円（税別）

西暦	2020	2021	2022	2023	2024
和暦	R2	R3	R4	R5	R6
維持修繕費	591	561	288	157	550
光熱費	5,351	5,015	5,836	4,978	4,908
合計	5,942	5,576	6,124	5,135	5,458
累計	5,942	11,518	17,642	22,777	28,235
5年平均	5,647				



小中一貫校の設置形態別に算出した概算事業費の新築・更新工事費、長寿命化改修工事費、解体工事費、維持管理費を比較したところ、下に示す図表の結果となりました。

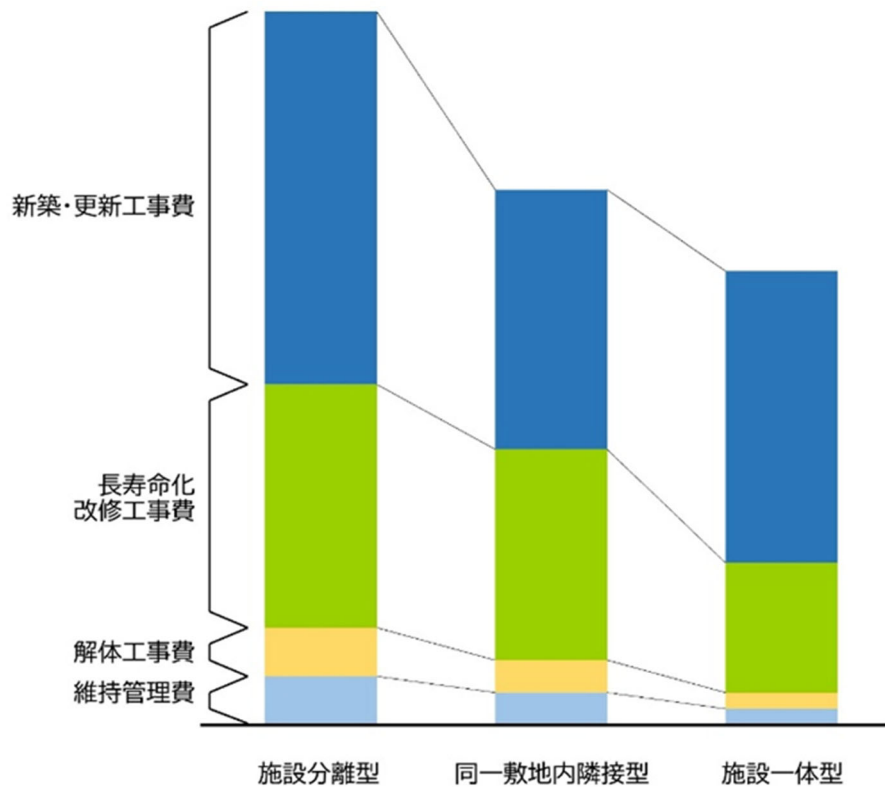
施設分離型は、長瀬第一小学校、長瀬中学校、学校給食センターの3つの施設を維持、更新するため、最もコストが掛かります。

同一敷地内隣接型は、中学校の敷地内に中学校を使用しながら小学校を増築し、その後、新しく中学校を建替えた後で既存中学校を解体撤去しグラウンド整備を行うため、すべてが完成するまでの期間が長くなるのでその分経費が増大します。

施設一体型は、施設を一敷地に集約し一体型の建物とするため、施工面積を抑えられるので竣工後の維持管理費も比較的抑えることができます。また、工事期間の短縮を図ることもできます。

この比較結果を踏まえて、それぞれの建物が更新時期を向かえ、建替えを行うのであれば、施設一体型へシフトすることで、財政的にも負担が軽くなることが分かります。

図表：小中一貫校の設置形態別のコスト比較



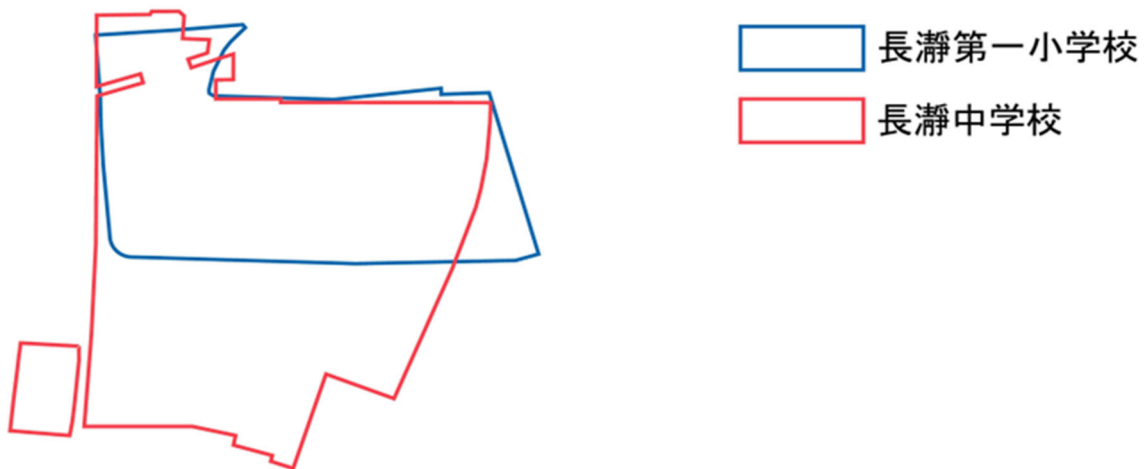
## (5) 学校施設の集約化

学校施設の集約化を検討するにあたり、学校が地域の防災拠点としての役割を担うことから長瀬町役場に隣接する中学校が、災害時において円滑な支援活動が行えるとともに、秩父鉄道の野上駅からの距離も近く、利便性が高いものと考えます。

また、小学校の敷地と中学校の敷地の広さにおいても中学校の敷地の方が広く、小学校より、ゆとりをもった施設配置が可能となります。

特に、小学校においてはスクールバスによる送迎を持っているため、バスの待機スペースの確保も必要です。

図表：学校敷地の比較検討



中学校の敷地を建設地とした場合、既存の校舎と体育館から離れた場所に、小中一貫校を配置することで、工事期間中でも既存の小学校と中学校の施設を利用し続けることが可能となり仮設校舎を建てる必要がなくなりますので建設費用が抑えられます。

開校までの事業スケジュールのなかで、仮設校舎の設計や建設工事の期間を見込む必要がなくなるので、校舎棟が完成すれば、先行して新校舎の利用が可能となります。

中間報告では、検討委員会における各委員からの意見及び、小中一貫教育に係るワークショップの参加者からの意見を基に、学校施設の集約案の検討を行っていました。

集約案は小中一貫校の設置形態を施設一体型の小中一貫型小学校・中学校としており、施設規模としては地域利用も考慮した複合施設も含めた施設規模と建設コストも大きなものとなります。

事業スケジュールとしては、基本計画の検討から7年目に小中一貫校の開校となる見通しとなり、中学校では工事着手から完了まで、体育館は3年の間は利用できなくなるという課題も見えて参りました。工事期間中の体育の授業や体育祭などを行うためには、他の施設を利用する等の検討が必要となります。

長瀬町の地域性に適した教育環境や設置形態の方針を固め、将来の児童生徒数、教職員数に見合った学校施設規模を検討し、建設コストも含めて、計画敷地を有効に活用しコンパクトな学校施設にまとめる必要があります。

(6) 計画地の前提条件

長瀬町には都市計画がなく、全域が都市計画区域外となるため、用途地域等の定めもなく、建ぺい率や容積率等の都市計画法に基づく規制は適用されません。

町内全域は、埼玉県建築基準法施行条例により「建築基準法の規定による確認を要する区域」に指定されているため、都市計画区域外ですが、建築基準法に基づく建築確認を受けなければなりません。また、建築物を建築しようとする敷地は幅員4m以上の道路に2m以上接しなければなりません。(接道義務) ※一般住宅に限らず、建物に関して適用されます。

その他の法律や条例の規制(建築物省エネ法、建築物環境配慮制度、福祉のまちづくり条例、埼玉県景観条例、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 ほか)などについて、設計段階で事前に担当部署と協議を行い、適切な時期に必要な申請、届出を行う必要があります。

長瀬町で適用される法規制の有無について表に示します。

規 制	適用の有無	根 拠
建ぺい率	なし	長瀬町全域が都市計画区域外のため
容積率	なし	同上
用途地域	なし	同上
道路斜線制限	不適用	同上
隣地斜線制限	不適用	同上
北側斜線制限	不適用	同上
日影規制	不適用	同上
防火地域の指定	指定なし	
法第22条区域指定	適用	屋根の不燃化等を義務付ける区域

図表：長瀬町の各種申請協議先

建築確認検査関係	受付業務	長瀬町 建設課
	審査・検査	埼玉県熊谷建築安全センター秩父駐在
消防用設備の設置	消防法令協議	秩父消防本部 予防課
国道・県道	幅員等の確認	秩父県土整備事務所管理担当
町道	幅員等の確認	長瀬町建設課
土砂災害等	特別警戒区域	秩父県土整備事務所河川砂防担当
給食室等	衛生・厨房設備	秩父保健所
埋蔵文化財	遺跡の有無確認	教育委員会生涯学習担当 (長瀬町中央公民館内)

図表：適用される各種条例等

建築基準法関係	埼玉県建築基準法施行条例
	埼玉県建築基準法施行細則
	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例 (埼玉県建築物バリアフリー条例)
その他	長瀨町建築行為に係る道路後退取扱要綱

図表：設計に用いる条件

垂直積雪量	30cm H12告示1455号第2の式(※)により算出した数値が30cmを超える場合は 当該数値(※) 垂直積雪量(m) = 0.0005 × 標高(m) + 0.28
	【参考】35cm(長瀨町役場)
地表面粗度区分	Ⅲ(H12建設省告示1454号第1)
基準風速(V <sub>0</sub> )	30m/秒
長瀨中学校の 緯度経度	東経 139.10962663 北緯 36.11435216 標高 136m
建築基準法施行令 第80条の3に基づく 特別警戒区域	1. 長瀨町ハザードマップ 2. 埼玉県河川砂防課ホームページ 地域指定の関係図書は、秩父県土整備事務所及び長瀨町にて閲覧可。
省エネルギー基準 地域区分	長瀨町 地域区分：5地域 問い合わせ：熊谷建築安全センター秩父駐在

図表：適合証明の要否

都市計画法施行規則 第60条の規定に 基づく適合証明 必要	都市計画区域外：開発区域の敷地面積 10000㎡以上
--	----------------------------

図表：その他の届出等

届出	対象		時期	届出先
建築物省エネ法	適合性判定 申請	すべての建築物 (平屋建てかつ200㎡以下の 建築物除く※1)	※2	熊谷建築安全 センター秩父駐在 又は 登録省エネ判定機関
	性能向上計画 認定申請	誘導基準(容積率特例) 認定を希望する場合	認定を受け る目的によ り異なる	熊谷建築安全 センター秩父駐在
建築物環境配慮制度 (CASSBEE埼玉県)	床面積が2,000㎡以上の建築物		工事着工の 21日前まで	熊谷建築安全 センター秩父駐在
福祉の まちづくり条例	特定生活関連施設に該当する場合		工事着工の 30日前まで	長瀨町(経由のみ) ※4

建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか	工事着工の 7日前まで	熊谷建築安全 センター秩父駐在
低炭素建築物 新築等計画	認定を希望する場合	工事着工の 前まで	県建築安全課
埼玉県景観条例	全域に自然公園の区域が指定されているため、 埼玉県景観計画の届出は適用されません。 別途、自然公園法に関する届け出が必要となる 場合があります。		県秩父環境 管理事務所
埼玉県 屋外広告物条例	屋外広告物を掲出する場合	工事着工の 前まで	長瀨町 建設課
埼玉県中高層 建築物の 事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等	確認申請の 前まで	長瀨町（経由のみ） ※4
ふるさと埼玉の 緑を守り育てる 条例	敷地面積1,000㎡以上	確認申請の 前まで	秩父環境管理 事務所

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、届出先まで問い合わせること。

※1 建築基準法第6条第1項再3号に掲げる建築物。

※2 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

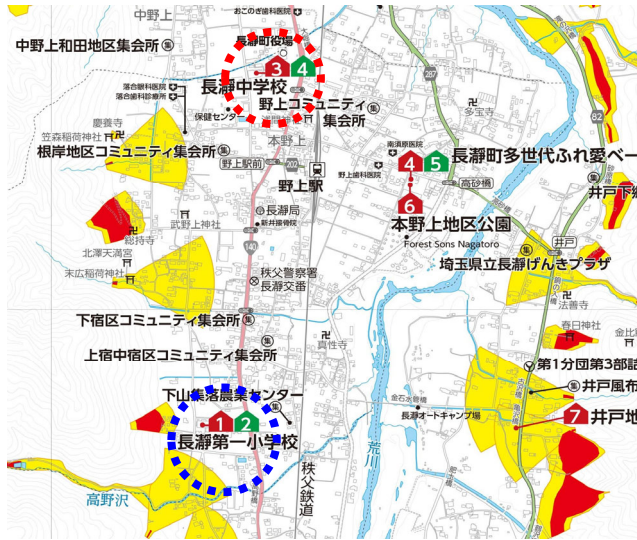
※4 受付窓口は長瀨町建設課、審査業務は熊谷建築安全センター秩父駐在。

※長瀨町 建築各種申請べんり帳 熊谷建築安全センター（R7.4現在）より

## 1) 土砂災害特別警戒区域、洪水浸水想定区域の確認

学校施設付近の土砂災害特別警戒区域及び洪水浸水想定区域は以下となります。

### ①土砂災害特別警戒区域

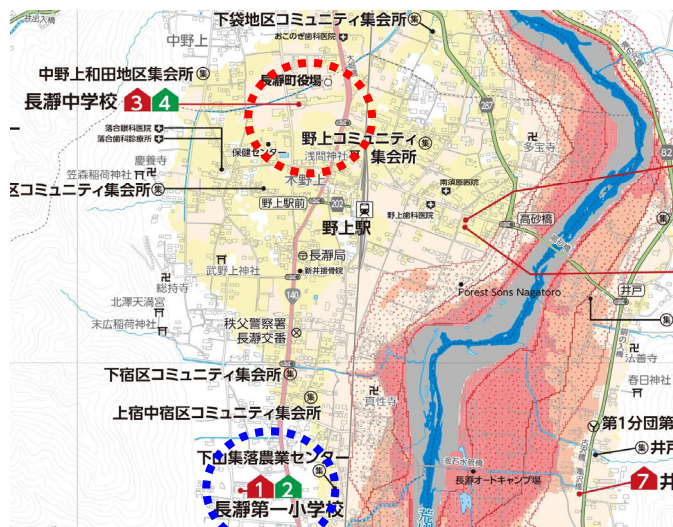


凡 例			
地図記号	表示項目	地図記号	表示項目
	指定緊急避難場所		集会所
	指定避難所		消防署・消防団
	国道		交番・駐在所
	主要地方道・県道		郵便局
	信号・交差点名称		医療機関
	町役場		その他目標物

土砂災害警戒区域等	
	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域

※土砂災害（特別）警戒区域は埼玉県で調査したデータ（急傾斜地・土石流・地すべり）を基に掲載しています。

### ②洪水浸水想定区域



洪水浸水想定区域 浸水した場合に想定される水深	
	5.0m 以上
	3.0～5.0m 未満
	0.5～3.0m 未満
	0～0.5m 未満
	家屋倒壊等氾濫想定区域

※この図は、埼玉県が荒川水系上流域の県管理区間について、想定し得る最大規模の降雨（1,000年に1度：72時間総雨量1,000mm）に伴う洪水により、河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものを基に作成したものです。

③長瀨中学校の敷地は、洪水浸水想定区域 0～0.5m未満、0.5～3.0m未満の水深が示されており建築計画を進めるにあたり、計画敷地及び建物の仕様、設備仕様など対策の検討が必要です。

建物の配置に関する対策としては、敷地の高さを盛土、基礎のかさ上げなどを行う。基礎を高くし1階の床レベルを想定浸水高さより上げるなどの工夫が挙げられます。

また、敷地内への流水や漂流物対策としては、敷地周辺への水圧に耐えられる塀の設置、出入口への止水板の設置などが考えられます。

そのほかにも構造・躯体の強化、開口部の水密性向上、電気設備の高所配置、機械設備の浸水防止、外構計画で敷地排水能力を高めるなど、今後の設計業務において十分な対策を行う必要があります。

### 3. 計画地周辺と既存施設の条件整理

#### (1) 長瀬第一小学校、長瀬中学校、学校給食センターの施設概要

建物名称		長瀬第一小学校	
所在地	埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上600-1		
敷地面積	建物敷地：6,635㎡、運動場面積：7,743、借地面積：804㎡		
用途地域	都市計画区域外		
主要用途	学校（小学校）		
建物名称	建築年度	延べ面積（㎡）	構造・規模
西校舎	S51年（1976年）	2,283	鉄筋コンクリート造、3階建て
東校舎	S53年（1978年）	1,724	鉄筋コンクリート造、3階建て
屋内運動場	S54年（1979年）	1,202	鉄筋コンクリート造、2階建て
体育器具庫	S55年（1980年）	73	鉄骨造、1階建て
便所	H4年（2022年）	18	木造、1階建て
倉庫	S55年（1980年）	23	鉄骨造、1階建て
石油貯蔵庫	S54年（1979年）	8	鉄骨造、1階建て
郷土資料室	S54年（1979年）	37	屋内運動場、1階

建物名称		長瀬中学校	
所在地	埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035-1		
敷地面積	建物敷地：7,290㎡、運動場面積：13,642、借地面積：1,704㎡		
用途地域	都市計画区域外		
主要用途	学校（中学校）		
建物名称	建築年度	延べ面積（㎡）	構造・規模
校舎	S47年（1972年）	3,409	鉄筋コンクリート造、3階建て
技術棟	S54年（1979年）	647	鉄筋コンクリート造、2階建て
屋内運動場	S45年（1970年）	838	鉄筋コンクリート造、2階建て
剣道場	S60年（1985年）	247	鉄骨鉄筋コンクリート造、2階建て
柔道場（卓球場）	H8年（1996年）	278	木造、1階建て
第2部室棟・倉庫	H7年（1995年）	87	木造、1階建て
便所	H23年（2011年）	70	鉄筋コンクリート造、1階建て

建物名称		学校給食センター	
所在地	埼玉県秩父郡長瀬町大字野上下郷3316番地1		
敷地面積	1,760㎡		
用途地域	都市計画区域外		
主要用途	工場（給食センター）		
建物名称	建築年度	延べ面積（㎡）	構造・規模
共同作業所	S56年（1981年）	516	鉄筋コンクリート造 柱：鉄骨鉄筋コンクリート造 屋根梁：鉄骨造

## (2) 既存施設の使用状況の整理

### ① 学校施設の使用状況

本町の学校施設は、昭和40年代から50年代（1970年代）に建てた建物が多く、建築から50年程度経過しています。公共施設の今後の管理方針を取りまとめた長瀬町公共施設長寿命化計画（令和2年3月策定）では、建物構造ごとに目標使用年数を定めており、校舎や体育館は大規模改修工事を実施しながら85年活用することをめざすものと定めています。

図表：学校施設の整備状況

施設名	建物名	構造	経過年数	目標使用年数	残り使用年数
長瀬第一小学校	西校舎	RC造	48年	85年	37年
	東校舎	RC造	46年	85年	39年
	体育館	RC造	45年	85年	40年
長瀬中学校	校舎	RC造	52年	85年	33年
	技術棟	RC造	45年	85年	40年
	体育館	RC造	54年	85年	31年
	剣道場	SRC造	39年	85年	46年
	卓球場	木造	29年	50年	21年

SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造

図表：長瀬町公共施設長寿命化計画における目標使用年数

構造	SRC、RC造	S造	木造
目標使用年数	85年	65年	50年

出典：長瀬町公共施設長寿命化計画

文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月策定）」における施設評価基準に基づき、学校施設の劣化状況を整理しました。

評価方法は、AからDの4段階評価により、屋根・屋上、外壁、内部仕上げの3項目は目視調査による評価。目視では把握できない電気設備、機械設備は経過年数で評価し、以上の5項目から施設の健全度（100点満点）を算出しました。

目視調査の結果、学校施設全体で劣化が進行していることを確認しました。特に、長瀬中学校の技術棟は、外壁、内部仕上げの2項目で、早急に対応が必要となるD評価となりました。また、学校施設全体からみえる劣化の方向性として、屋根や屋上、外壁より建物内部の劣化が進行しています。

公共施設の今後の維持管理方針を整理した長瀬町公共施設長寿命化計画（令和2年3月策定）では学校施設を85年間活用することをめざすものと定めていますが、目標期限まで活用するには大規模な改修工事が必要不可欠であり、改修に係る費用と残りの活用年数など、費用対効果を見定めながら改修か、更新（建替え）かを慎重に判断する必要があります。

次頁に令和6年8月に実施した各学校施設の劣化状況を示します。

図表：学校施設の劣化状況評価

施設名	建物名	屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	健全度 (100点)
長瀬第一小学校	西・東校舎	C	C	C	C	C	40
	体育館	B	C	C	C	C	43
長瀬中学校	校舎	B	B	C	C	C	53
	技術棟	B	D	D	C	C	23
	体育館	B	B	C	C	C	53
	剣道場	B	B	C	C	C	53
	卓球場	B	B	B	B	B	75

■屋根・屋上、外壁、内部仕上げの評価基準

- A：概ね良好
- B：部分的に劣化
- C：広範囲に劣化
- D：早急に対応する必要がある

■電気・機械設備の評価基準

- A：20年未満
- B：20年～40年
- C：40年以上
- D：経過年数に関わらず著しい劣化事象がある

② 学校給食センターの使用状況

学校給食センターは昭和56年（1981年）竣工で、建設後44年が経過し、建設以降各部のメンテナンスは行われてきたものの、大規模な改修工事等は特に行われていない。

各部の劣化については経年に応じた劣化が進行し、建物本体では一部損傷等もあり、設備面も、機器は耐用年数が経過しており、今後の建物維持等を考慮すると、改修等が必要である。また、今後の建物の長期の運用も考慮した場合には、大規模改修だけでなく、建替えや、自校方式なども視野にいたした上で、建物の維持保全の計画検討が望ましい。

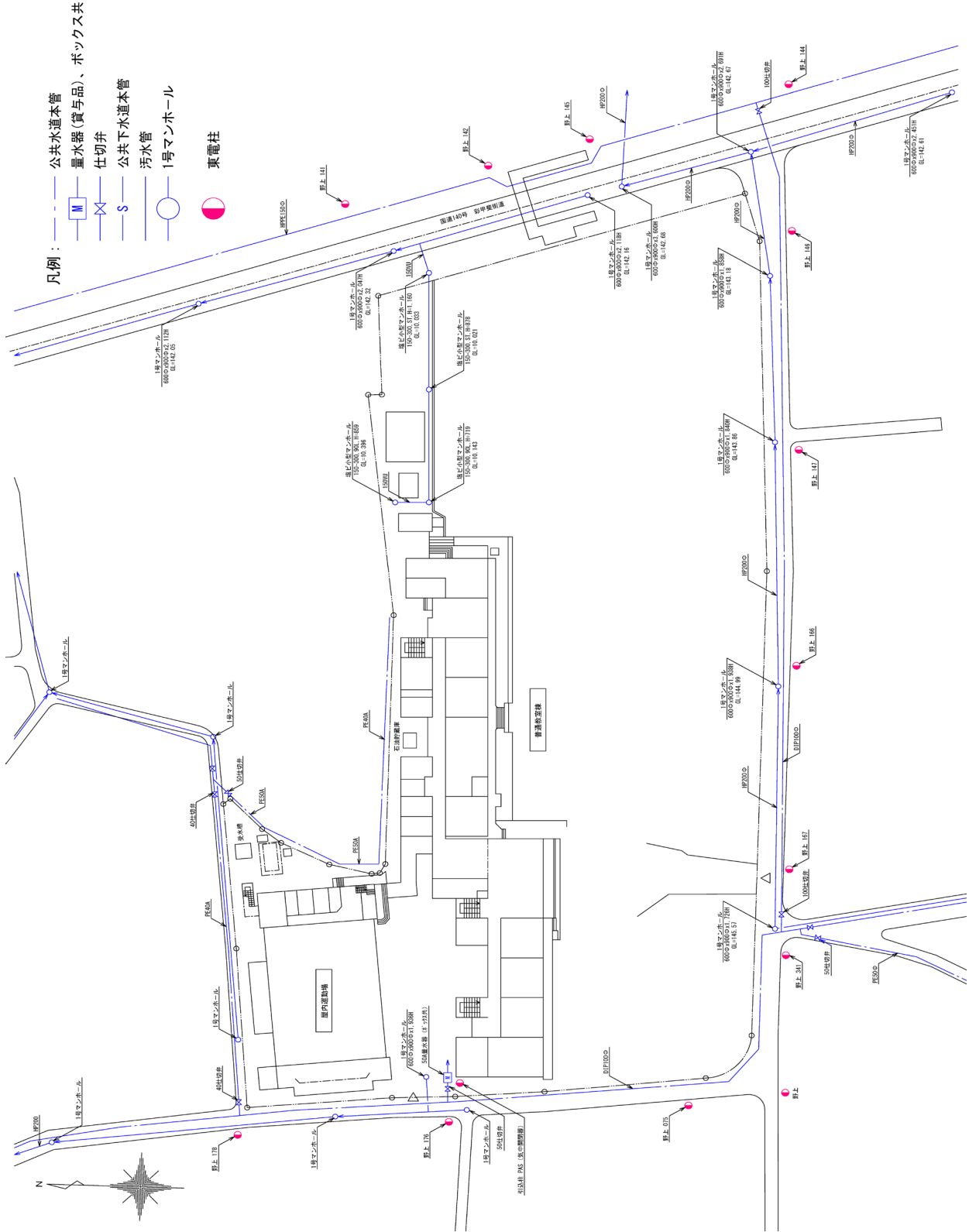
（令和3年度 学校給食センター建物詳細調査業務委託 9. 総括、調査のまとめ）より

既存の学校給食センターは、学校給食衛生管理基準を満たしていないため、一部増築を伴う改修工事が必要となります。その場合、学校給食を停止するなど運用上の問題が発生します。

小中一貫校を整備するにあたり、学校給食センターを自校方式として敷地内に整備することで各学校への給食の配送等が不要となるなど、経費の効率化が図れます。

(3) 計画地の概要 (敷地周辺インフラ状況)

1) 長瀬第一小学校の敷地周辺インフラ状況





## 4. 小中一貫教育に向けた基本方針・整備コンセプトの設定

### (1) 教育環境における教職員の意見徴収

長瀬第一小学校及び長瀬中学校の教職員の方々に現在の施設状況、教育環境、小中一貫教育の実施についてご意見を伺いました。

小学校と中学校の建物については、共通して校舎全体として老朽化の進行、修繕が必要なところが多々あり、体育館も床の不具合による児童生徒への影響を危惧する意見がありました。

教育環境についても共通して特別教室や体育館への冷暖房設備の設置を望む意見のほか、現状の学校が優れている点として、自然が豊かであり人柄が優しい、自治体規模も小さく、町全体で子どもたちを育てるという感覚が存在している。教育委員会をはじめ行政との連携体制が整っているという意見のほか、教職員への人的物的なサポート体制の充実を図っていただきたいという意見などもありました。

小中一貫教育の実施については、体育館や特別教室の数について、将来の児童生徒数の減少に見合った教室数とする。トイレの大きさや水道の高さを変えたり、給食の配膳用のエレベーター設置など配慮が必要との意見と、様々な課題を持った児童生徒の居場所として、スペシャルサポートルームの存続、防災備蓄倉庫の設置などを望まれる意見がありました。

### (2) 小中一貫教育についてのアンケート調査

長瀬町では児童生徒数の減少に応じたより良い教育環境を整えるため、義務教育期間の9年間における長瀬町らしい教育課程の編成とその実行にふさわしい教育体制に向けて検討するための基礎資料として活用することを目的に、保護者及び地域住民(1,009人)を対象にWEB及び記入式によるアンケート調査を令和6年7月17日から8月2日までの期間で行いました。

アンケートの回収率は37%で、小中一貫教育に向けた取り組みが検討されていることに対し、知っていると答えているのは6割程度の義務教育期間の子どものいる世代でした。

小中一貫教育の基本形態として「義務教育学校」と「小中一貫型小・中学校」があることを知っているとしたのは約4割程度で6割が知らなかったという結果でした。

実施にあたり期待されることで最も多いのは「教員の連携・協力が一層密になり、より丁寧で継続した指導や支援が充実できる。」次に「中一ギャップの緩和につながる。」次に「異年齢とのコミュニケーションの機会が増える。」という順となりました。

実施への課題としては「小学校と中学校の節目がなくなり、新たな気持ちの切り替えや進学する充実感がなくなる。」次に「人間関係が9年間固定化しやすくなる。」で、「小学5・6年生がリーダーシップや自主性を養う機会が減る。」という順となりました。

どのような設置形態がふさわしいかについては、約5割が「長瀬第一小学校か、長瀬中学校どちらかひとつの校舎で一貫教育に取り組む。」、次に「これまでとおり、長瀬第一小学校と長瀬中学校、別々に離れた敷地の校舎で一貫教育に取り組む。」の順となっています。その他の意見としては「同じ敷地に別々の校舎」や「校舎の修繕にも費用がかかるので建替えを検討する」などの意見がありました。

校舎の整備はどのような形がふさわしいか、については「今の校舎を改修して今後も使っていく。」次に「校舎が老朽化しているので、児童生徒数に適した規模で建替える。」の順となっており、40歳代までは「建替え」の意向が高く、50歳代以降で「改修」の意向が高くなっています。

その他の意見として「コストを考慮して検討すべき」や「避難所の機能を兼ね備えた施設として建替え」、「オフィスや商店、福祉など、学ぶことができる施設と複合化して建設」などの意見が寄せられました。

### (3) 児童生徒（5年生～中学2年生）を対象としたWEBアンケートの実施

#### 1) アンケート概要

##### □ 調査目的

小中一貫教育に向けて、校舎や体育館の学校施設、小学生と中学生が一緒の環境で学ぶ教育環境について、児童生徒の意向を調査しました。

##### □ 調査概要

- ① 調査対象：小学5年生から中学2年生の184人を対象
- ② 調査方法：タブレットを用いたWEBアンケート
- ③ 調査内容：設問は以下の7項目

設問1	あなたの学年を教えてください。
設問2	今の学校の校舎や体育館はどう感じますか。1つ選んでください。
設問3	もし、新しく校舎や体育館ができるとしたらどれが一番必要だと思いますか。1つ選んでください。
設問4	もし、一緒の学校（校舎・体育館）で小学生と中学生が学ぶとしたら、今の気持ちに一番近いものを選んでください。
設問5	もし、一緒の学校（校舎・体育館）で小学生と中学生が学ぶとしたら、「楽しみだな」と思うことは何ですか。（3つまで）。
設問6	もし、一緒の学校（校舎・体育館）で小学生と中学生が学ぶとしたら、「心配だな」と思うことは何ですか（3つまで）。
設問7	もし、小学1年生～中学3年生（9年生）が一緒の学校になったら、どんな学校がよいか、思っていることを自由に書いてください。（自由意見）

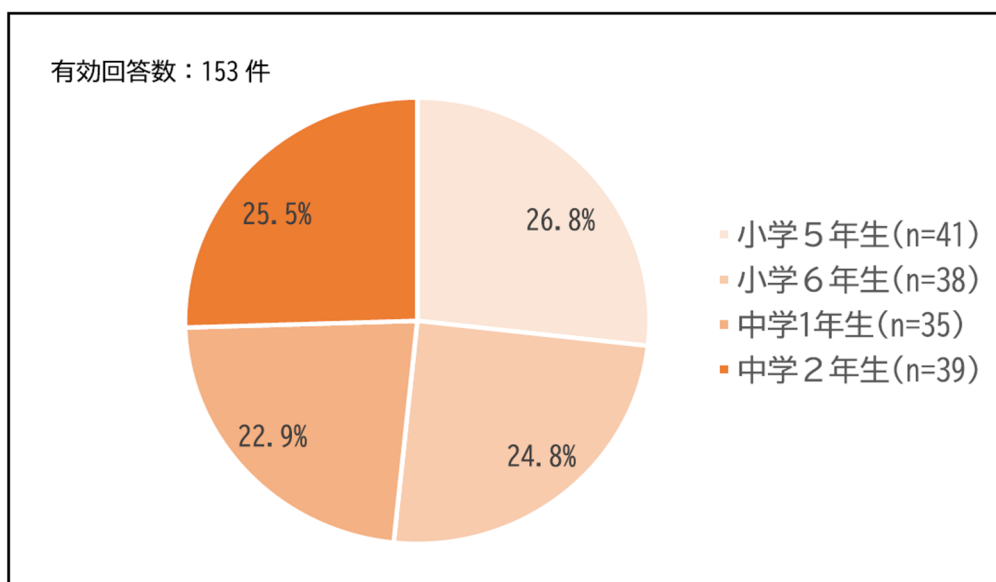
- ④ 調査期間：令和8年2月6日（金）～2月13日（金）まで
- ⑤ 回答率：以下のとおり

学年	児童生徒数	回答数	回答率
小学5年生	48	41	85.4%
小学6年生	49	38	77.6%
中学1年生	41	35	85.4%
中学2年生	46	39	84.8%
合計	184	153	83.2%

## 2) アンケート分析

### 設問1 あなたの学年を教えてください。

有効回答153件の内訳は小学5年生41件（26.8%）、小学6年生38件（24.8%）、中学1年生35件（22.9%）、中学2年生39件（25.5%）で、児童と生徒の回答比率はそれぞれ51.6%と48.4%とほぼ同数でした。



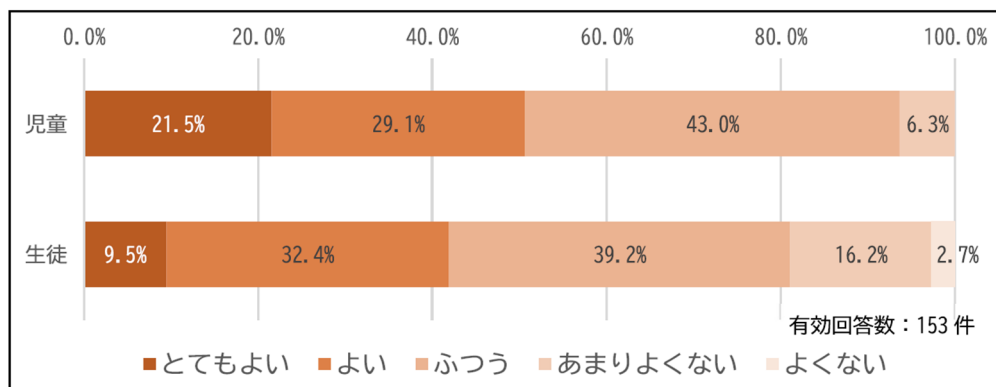
### 設問2 今の学校の校舎や体育館はどう感じますか。1つ選んでください。

有効回答154件（児童79件、生徒74件）について、「現在の学校施設」に関する意見を分析しました。

児童では、「とてもよい」が21.5%（17件）、「よい」が29.1%（23件）となり、合わせて50.6%が好印象を示しています。

一方、生徒では、「とてもよい」が9.5%（7件）、「よい」が32.4%（24件）で、好印象は合計41.9%にとどまっています。また、生徒は、「あまりよくない」16.2%（12件）、「よくない」2.7%（2件）と否定的な回答が18.9%に達し、児童の6.3%（5件）を大きく上回っています。

これらの結果から、中学校施設については、老朽化や設備・機能が現代のニーズに十分に対応できていない可能性が示唆されます。



**設問3 もし、新しく校舎や体育館ができるとしたらどれが一番必要だと思いますか。  
1つ選んでください。**

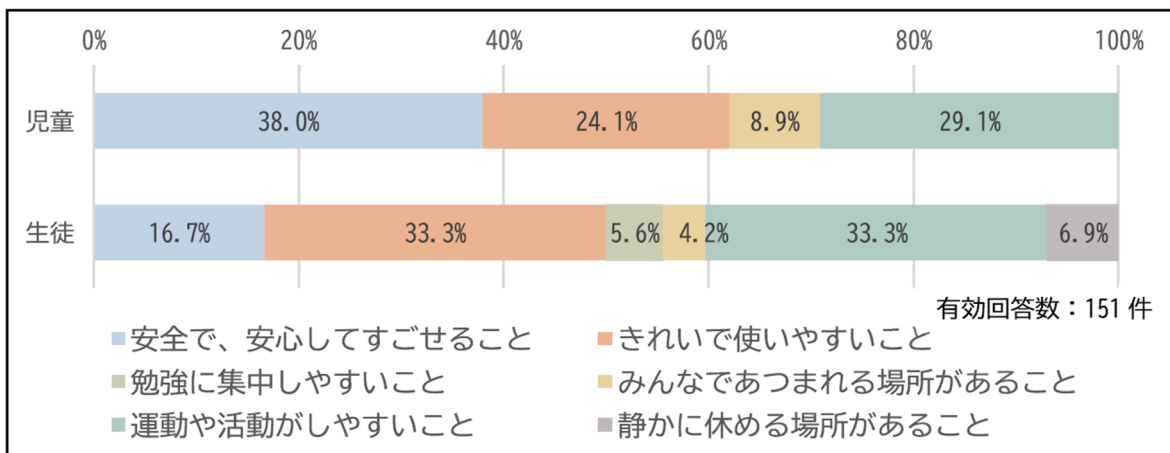
有効回答151件（児童79件・生徒72件）について、新校舎・体育館に関する意見を分析しました。

児童では、「安全で安心してすごせること」が38.0%（30件）で最も多く、次いで、「運動や活動しやすいこと」が29.1%（23件）、「きれいで使いやすいこと」が24.1%（19件）と続きました。

一方、生徒では、「きれいで使いやすいこと」と「運動や活動しやすいこと」がいずれも33.3%（24件）で最多となり、次に、「安全で安心してすごせること」が16.7%（12件）となっています。

これらを踏まえると、児童生徒の双方で「安全・安心」と「活動しやすさ」が上位に共通しており、近年の猛暑・酷暑を背景とした熱中症対策の必要性を示す意見と読み取れます。

また、生徒では、「きれいで使いやすいこと」が多いことから、新しい建物で機能性への要望がより強く表れています。



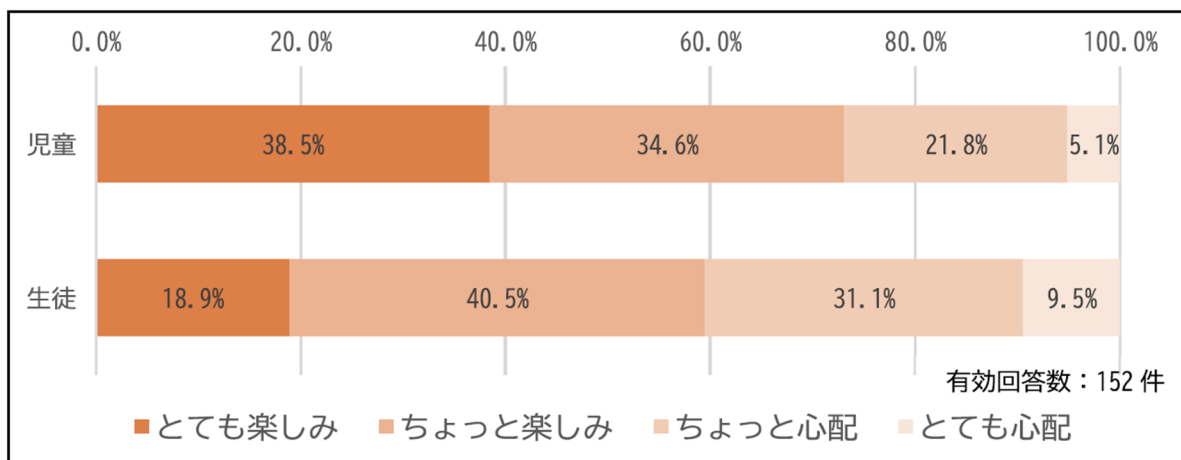
設問4 もし、一緒の学校（校舎・体育館）で小学生と中学生が学ぶとしたら、今の気持ちに一番近いものを選んでください。

有効回答152件（児童78件、生徒74件）について、一緒の学校で学ぶことに関する意見を分析しました。

児童では、「とても楽しみ」が38.5%（30件）と「ちょっと楽しみ」が34.6%（27件）、合わせて73.1%を占め、肯定的な意見が大半を占めています。

一方、生徒では、「とても楽しみ」が18.9%（14件）、「ちょっと楽しみ」が40.5%（30件）、合わせて59.4%で、児童と比べて肯定的な割合は低くなっています。

また、心配の割合を見ると、児童の「ちょっと心配」は21.8%（17件）、「とても心配」は5.1%（4件）であるのに対し、生徒は、「ちょっと心配」が31.1%（23件）、「とても心配」が9.5%（7件）と、児童よりも不安が相対的に大きい結果となっています。



**設問5 もし、一緒の学校（校舎・体育館）で小学生と中学生が学ぶとしたら、「楽しみだな」と思うことは何ですか。（3つまで）。**

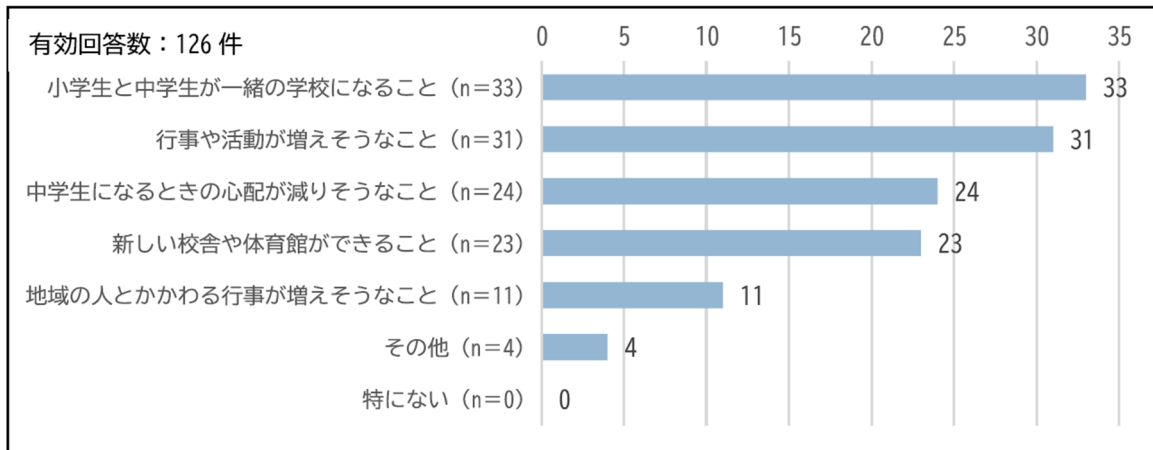
有効回答208件（児童126件・生徒82件）について、「楽しみ」に関する意見を分析しました。

児童では、「小学生と中学生が一緒の学校になること」が33件で最も多く、次に、「行事や活動が増えそうなこと」が31件、「中学生になるときの心配が減りそうなこと」が24件となっています。

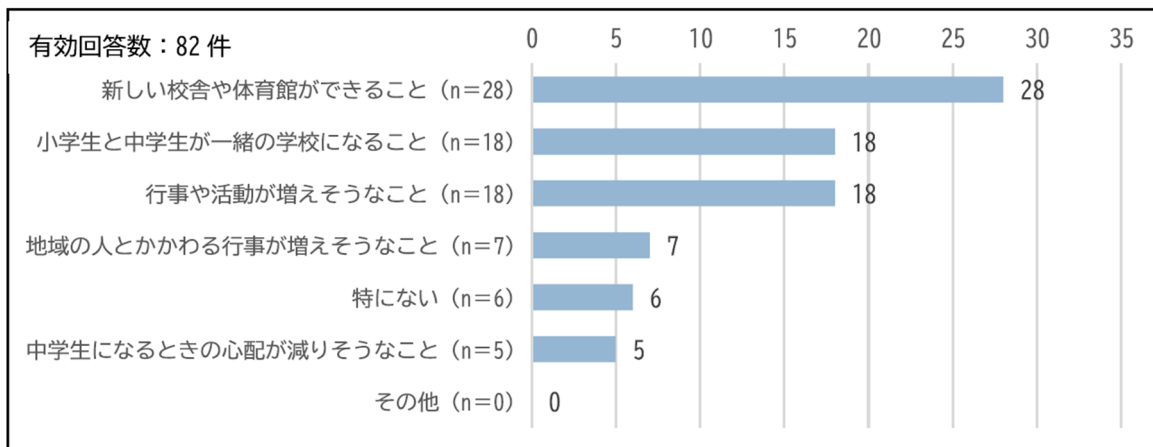
一方、生徒では、「新しい校舎や体育館ができること」が28件で最も多く、「小学生と中学生が一緒の学校になること」と「行事や活動が増えそうなこと」がいずれも18件で続いています。

児童と生徒の意見を比べると、「一緒の学校になること」や「行事・活動の充実」を期待する点は共通していますが、児童は、“進学時の不安の軽減”に、生徒は、“新しい施設の完成”に期待が寄せられている点が異なります。

**■児童の意見**



**■生徒の意見**

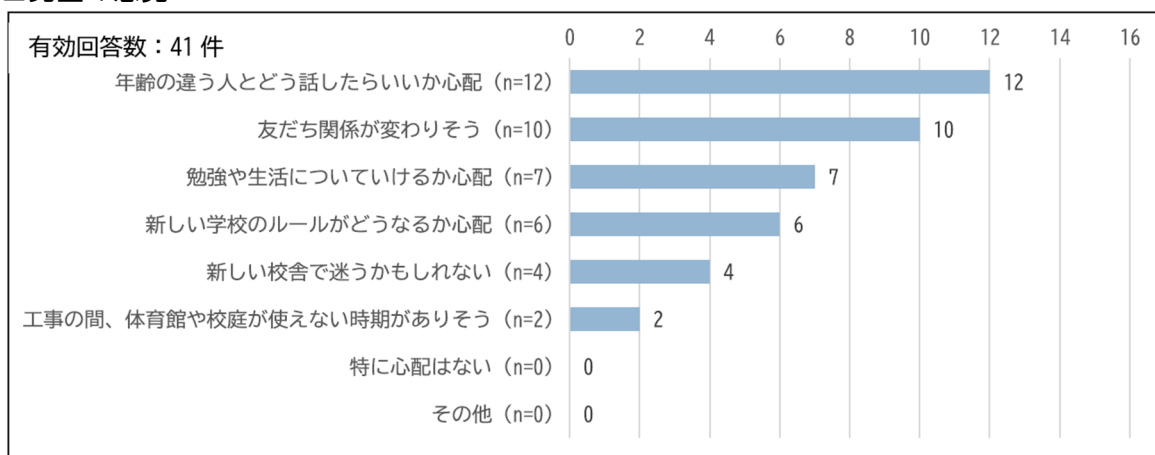


**設問6 もし、一緒にの学校（校舎・体育館）で小学生と中学生が学ぶとしたら、「心配だな」と思うことは何ですか（3つまで）。**

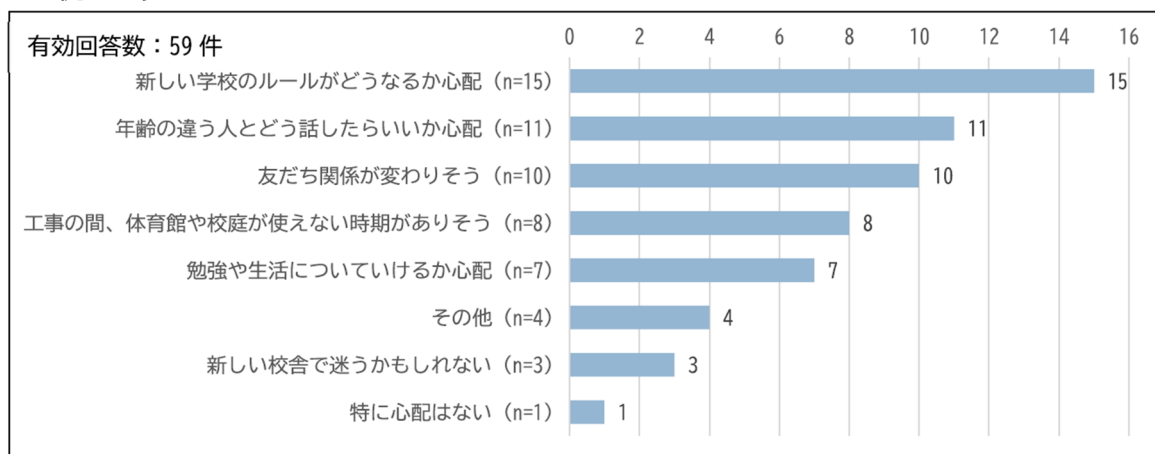
有効回答100件（児童41件、生徒59件）について、「心配」に関する意見を分析しました。児童では、「年齢の違う人とどう話したらよいか」が12件で最も多く、次に、「友だち関係が変わりそう」が10件、「勉強や生活についていけるか」が7件となっています。

一方、生徒では、「新しい学校のルールがどうなるか」が15件で最も多く、次に、「年齢の違う人とどう話したらよいか」が11件、「友だち関係が変わりそう」が10件となっています。児童と生徒を比べると、「人間関係に関する心配」は共通している一方、児童は、“学習・生活面”に、生徒は、“学校ルールへ”の心配が大きいという違いが表れています。

**■児童の意見**



**■生徒の意見**



設問7 もし、小学1年生～中学3年生（9年生）が一緒の学校になったら、どんな学校がよいか、思っていることを自由に書いてください。（自由意見）

自由意見を「一貫教育に求めること」と校舎や体育館の「学校施設に求めること」、「学校行事について」、「学校ルールについて」の4分類に分けて、児童生徒の主な意見を紹介します。

### ① 一貫教育に求めること（みんなが楽しく過ごしやすい学校）

#### ■児童の意見

- ・小学生と中学生関係なく仲良く話したり遊んだりできる学校
- ・仲がより深まりそう。楽しくなりそう 不安や心配が少しでも減りそう
- ・みんなで思いっきり遊べる校舎や楽しめる場所
- ・小学1年生から中学3年生までのみんなが気軽に話せる学校がよい。みんなが楽しめる学校
- ・年の差が大きくても仲良く協力してできる学校

#### ■生徒の意見

- ・仲良く安心して学習や活動ができるといいなと思います
- ・小学生も中学生もお互いに関われるような学校
- ・あまり年齢関係なく楽しめるような楽しい学校
- ・みんなが思いやりを持てる学校が良い
- ・協力しあえる学校、行事に真剣、部活動に全力で取り組む、助け合い

### ② 学校施設に求めること

#### ■児童の意見

- ・もっと大きい校舎にしてほしい
- ・きれいでずっと帰りたくなならないような学校が良い
- ・小学生の教室と中学生の教室を分けてほしい
- ・いっぱいクラスがあるところ 住みやすい、安全、明るい
- ・あたらし遊び「遊具 遊び道具」

#### ■生徒の意見

- ・設備を良くしてください
- ・きれいで過ごしやすい、みんながたくさん交流できる場所がある学校
- ・体育館をもっとでかくしてほしい
- ・集中して学べる環境
- ・安全、学年ごとの配慮がちゃんとされている

### ③ 学校行事について

#### ■児童の意見

- ・小学生と中学生で合同である新しい行事があると良いと思いました
- ・学年関係なく行事などができる学校

#### ■生徒の意見

- ・みんなが楽しめる学校や行事が盛りだくさんで本気な学校
- ・体育祭や合唱コンや文化祭が今より楽しそう

### ④ 学校ルールについて

#### ■児童の意見

- ・安心して学べる環境ルールの追加

#### ■生徒の意見

- ・どの学年にもわかりやすい、明確なルールがあると良いと思う



#### (4) 小中一貫教育検討に係るワークショップの開催

ワークショップには、小中学校教職員、小中学校PTA役員、校長経験者、児童生徒の保護者（公募含む）で構成される15名をメンバーに3グループに編成して開催しました。

第1回目は令和6年9月25日（水）に開催、これまでの取り組み、小中一貫教育の方向性、現任教職員の意見を確認した後に、3グループに分かれて学校施設に関する課題に基づき、グループディスカッションを行い、最後にグループごとに発表をしていただきました。

ワークショップの開催後、各グループの意見を踏まえた配置計画の検討を行い、グループ3の配置案を集約案として小中一貫校に必要な規模によるゾーニングを行い、工事工程などを含めた検討を行いました。

第2回目は令和6年12月5日（木）に開催、前回ワークショップの振り返り、グループの意見を踏まえた集約案の報告、集約案に対してグループディスカッションを行い、最後にグループごとに意見をとりまとめて発表をしていただきました。

#### 1) 教職員の意見、アンケート調査、ワークショップにおける検討内容を踏まえて

教育環境における教職員の意見、保護者及び地域住民のアンケート、ワークショップによる検討内容を踏まえて、小中一貫教育検討委員会で途中経過としてとりまとめた中間報告書を作成しました。中間報告書に対し委員からの意見により今後の検討に必要な課題が見えてきました。

##### ① 学校運営について

- ・小中一貫校にして、小学校と中学校の教員免許を所有する人材を計画的に採用すれば、小学生のうちから教育レベルの向上が図れる。
- ・長瀬町にふさわしい運営形態の熟議が必要である。
- ・移住して子育てしたいと思わせる特色ある教育と施設が必要である。
- ・すでに小中連携教育をしていたのではないか。
- ・中一ギャップや先生の負担がかなり問題になっているようだ。
- ・義務教育学校に舵をきるのもよいと思う。

##### ② 学校施設について

- ・校舎は新設が望ましい。
- ・財政は町がしっかり考えるべき問題である。
- ・避難所として防災設備の充実を図る。
- ・体育館は大会や発表会ができる施設とする。
- ・複合化する給食センターなどのハード面の充実を図る。
- ・校舎が中廊下式だと、採光不足や景色が見えないことからストレスにつながる。
- ・野球場やテニスコートの面積が確保できなければ、町の施設を活用できないか。
- ・ワークショップが建替えをあきらめさせる手段に使われた。
- ・改修とリノベーションでしのぐのか。

##### ③ 部活動の地域展開

- ・部活動の地域展開を見据えて、部活動の数を適正規模にする。
- ・長瀬カラーを出す。
- ・地域指導者を考慮（卓球部、剣道部、陸上部、バスケット部）

### ③ 地域住民に対する取組

- ・一貫教育の素晴らしいところを発信。
- ・現実的な問題から取るべき手段を説明。
- ・住民説明会の実施。
- ・地域住民が魅力に感じる取り組み。
- ・特性の明確化。
- ・意見を聴く機会を増やす。(web) など
- ・教職員と保護者の意見を丁寧に調査する。

## 2) 検討委員会からの提言

小中一貫教育に向けた方向性を導き出すためには、「長瀬町らしさ」について更なる議論を深めることが必要です。

教職員が感じる長瀬町が町外の学校より優れている点として、「自然が豊かで、人柄がやさしく、行政規模も小さいことから町全体で子どもを育てている実感がある。」との意見は、教育環境において、まさに「長瀬町らしさ」のひとつであると思われます。

また、「長瀬町の学校運営は、既に併設型の小中一貫型教育の仕組みに近いことを実現しているのでは」との発言もありました。

児童生徒の減少が止まらない現状において、教育の質を高め、特色ある教育と学校施設整備に向けた検討が引き続き必要です。

## (5) 長瀬町小中一貫教育に係る研修会の開催

令和7年3月18日(火)小中一貫教育検討に係る研修会を開催しました。

研修会には、教育委員、小中一貫教育検討委員会、小中学校の教職員など約40名が出席し、埼玉県教育局北部教育事務所副所長兼秩父支所長を講師に迎え、小中一貫教育の推進に至る経緯であるとか、小中一貫教育が必要とされている問題点・課題点、その目的や、期待できる効果について説明があり、県内の施設一体型小中一貫校、義務教育学校などの状況や、法的な位置づけについて説明がありました。

その中でも、特色ある教育として「ふるさと科」という総合的な学習の時間を核とした新教科を設けて取り組んでいる義務教育学校の紹介がありました。

講話の終了後には、出席者からの質疑応答の時間が設けられ、教員免許に係る内容や、小中一貫校を進めていくうえで最大の課題、小中一貫校と義務教育学校では先生方の業務課程が変わるのか、義務教育学校の準備期間はどれくらいなのか、PTAの運営についてなど質問がありました。

## (6) 坂戸市と日高市への学校視察の実施

令和7年5月16日（金）教育委員会2名と検討委員会9名で坂戸市立城山学園の視察を行いました。

小中一貫型小学校・中学校で、施設一体型のため児童と生徒と一緒に活動しており、中学生が小学生の良いお手本になっていること、地域住民からの評判も良いなど、生徒一人ひとりに目が行き届くということが特徴としてあげています。

その他、中学校の校舎に小学生が生活する上で、水道の高さやトイレ等、中学生仕様では暮らしぶらいと判断したため、体の大きさに合わせてプレハブ校舎を建てています。

令和7年5月21日（水）教育委員会3名と検討委員会6名で日高市立武蔵台小中学校の視察を行いました。

日高市では他の小中一貫校を視察したなかで、先生方の意識の違い、小学校には小学校の文化、中学校には中学校の文化があり、それを一緒にすることによって1人の校長で1年生～9年生までカリキュラムを組んでお互いに助け合うということを意図してやってきており、先生方の意識改革、教職員の色々な意見を取り入れていながら1つの大きなまとまりを作り上げたことが一番の大きな違いとのことです。日高市はそっちの方がやりやすく先生方の意識が向きやすいということで義務教育学校にしているようです。

新しい教科「ふるさと科」については、保護者のほとんどが地域の特性を知らず、昨年の活動を通して地域の特性を知ることができたと感じており、今後発展させて行く事が課題とのことでした。

## (7) 小中一貫校の教育形態について

長瀬町で小中一貫教育を実施する場合、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校（併設型）」の2つの学校運営の方法があります。

図表：小中一教育の形態

小中一貫教育	
小中一貫教育のうち小・中学校段階の教職員が目指す子ども像を共有するとともに、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育	
<b>義務教育学校</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 9年生の学校 （前期課程6年、後期課程3年）</li><li>・ 校長はひとり （教頭等が複数置かれます）</li><li>・ 教員は原則として小学校と中学校の免許を併用（当面は併用しなくても可）</li></ul>	<b>小中一貫型小学校・中学校（併設型）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小学校と中学校の枠組みはこれまでと同じ</li><li>・ 校長は各学校にひとりずつ</li><li>・ 教員は各学校に対応した免許を保有</li></ul>

※義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校（併設型）のどちらであっても、施設の形態は、施設一体型（小中学校の校舎が一体的に設置されている形態）、施設隣接型（小中学校の校舎が隣接して別々に設置されている形態）、施設分離型（小中学校の校舎が隣接していない敷地に別々に設置されている形態）のいずれの形態もとることができます。

## (8) 検討委員会によるワーキンググループにおける討議の内容

### 1) 長瀬町の小中一貫校の設置形態、教育形態について

総合的に長瀬町の地域性及び、属性に即した魅力ある小中一貫教育の実現に向けて協議を行う学校施設の集約化を検討するにあたり、学校が地域の防災拠点としての役割を担うことから、改めて今までの経緯・経過として児童生徒数の推移や、配置される教職員数、施設の劣化状況や維持管理などの状況について確認を行い、児童生徒数の推移や、施設の状況を踏まえて、施設分離型が相応しいのか、同一敷地内隣接型が相応しいのか、施設一体型が相応しいのか、増改築や新築なども含めてどういった学校施設のあり方が相応しいのかを考えるため、3つのグループに分かれて討議を行いました。

1回目のワーキンググループでは、長瀬町の小中一貫校の設置形態について討議した結果、施設一体型が望ましいという3グループからの共通意見でした。

教育形態としては、小学校と中学校の施設を同一敷地内に設置して、小中一貫型併設校を進める。最初から義務教育学校だと、地域の方の抵抗があるだろうから、だんだん慣れてきたら将来的に義務教育学校に切替える。という意見でした。それと、施設一体型の義務教育学校が望ましい。という意見に分かれました。

2回目のワーキンググループでは、今までの経緯・経過を確認しそれを踏まえて、改めて討議を行った結果、3つのグループとも共通して、施設一体型の義務教育学校が望ましいという意見にまとまりました。

学校施設のあり方については、施設一体型の方が連携しやすい。児童生徒、教職員も様々な面で離れている建物よりも同じ建物の方がいろいろな意味で良い。教育上のメリットが多いというのは物理的だけでなく、教育課程とか、ふるさと教育とかの部分でも連携はしやすくなる。中一ギャップの解消というところでも良い教育ができるのではないかと。建替えとなった場合に、同じ建物のほうが建設費を抑えられるが、小中が一緒になることで体育として使う施設は、ある程度の大きさを確保しないと今まで通りの活動が難しくなる。という意見でした。

あまり大きな施設を造っても、将来、空き教室になっては困るので、その時の必要最小限の施設を造るべきということになりました。

## 2) ふるさと教育に関して

ふるさと教育の一層の充実を図り、ふるさとへの愛着や誇りに思う気持ち、未来を切り開く力が育まれる教育を推進することが望ましいと考えます。

教職員が感じる長瀬町が町外の学校より優れている点として、「自然が豊かで、人柄がやさしく、行政規模も小さいことから町全体で子どもを育てている実感がある。」との意見は、教育環境において、まさに「長瀬町らしさ」のひとつであると思われます。

以下、検討委員会の1回目のワーキンググループで示された、ふるさと教育で期待できることとなります。

### ① ふるさと教育の一層の充実を図ることで期待できること

- ・9年間の一体的教育・教員間の連携強化による教育効果の向上（特色ある教育）。
- ・学校行事（体育祭・文化祭など）を合同で行い、人間関係を広げ、成長した自分をイメージできる。
- ・小学校教育課程高学年における教科担任制による専科教育の充実。
- ・総合的な学習の時間における「ふるさと学」「長瀬学」の充実。
- ・地域教育力の活用（大学・公的研究機関等との連携・分野別人材バンク）
- ・児童と生徒、小学生と中学生の職員がつながることで、子どもたちへの支援がより充実したものになるため、中1ギャップや不登校を減らすことができる。
- ・一貫教育で9年間を見据えた長期的なカリキュラムが作成実行できる。具体的に異年齢のつながりの強化、少ない人数だからこそその集団所属意識の向上、地域の教育資産（人、物、施設、観光資産）の活用で長瀬町全体で子どもたちを育てる意識が高まる。
- ・小中学校での年間で学ぶ内容・時間等の制限のある中で、新しいことにどの位の時間がとれるかわからないが、交流教育などの時間が増えることや、小中合同で夏休みなどを利用した防災キャンプなど体験学習などできるのではないかと期待できる。

### ② ふるさとへの愛着や誇りに思う気持ち

- ・地域の特性を活かし、郷土愛と探究心を育てられる。
- ・「豊かな自然体験を通しての長瀬を誇りに思う人づくり」をしたい。  
荒川や宝登山など環境を活かした「長瀬学」の学びをすることで実現化できると考える。
- ・身近な自然体験、地域の産業や伝統文化を9年間通して学び、9年間一貫して行うことでテーマを深めたり、成長に応じた探究ができる。子どもたちの主体性を育みながら「郷土愛」も芽生える。
- ・長瀬ならではの体験を通じて地域の方と交流し、ふるさとの誇りを育て守り発展させるための教育ができることを期待している。
- ・歴史、文化を探究（町、地域史を小中連携で、地元の伝統や文化を知る方々にインタビュー）

### ③ 未来を切り開く力が育まれる教育を推進する

- ・観光資源を活かした実践的なキャリア教育やSDGs観光教育などの長瀬町の地域全体を学びの場とし、地域と連携して実社会とつながる学びを9年間継続的に行える
- ・低学年から英語教育を行い外国人観光客に英語でツアーガイドができる英語力を育てる。

## 5. 小中一貫教育に向けた長瀬町の基本方針

長瀬町小中一貫教育検討委員会の答申や、ワーキンググループにおける討議のほか、教職員の意見徴収、保護者と地域住民へのアンケート、児童生徒を対象としたWEBアンケート、ワークショップ等の結果を踏まえ、長瀬町ではこのような基本方針とします。

### ■学校施設の設置形態は「施設一体型」

長瀬町では、児童生徒数が将来的に減少していくことが推計されています。このような状況下で、既存の小学校・中学校・給食センターを維持し続けると、老朽化した施設の改修費や更新費が増加し、財政負担が大きくなるため、小学校と中学校、給食センターの3つの建物を1つの敷地と1つの建物に集約する施設一体型にコンパクトに納めることで、校舎や設備を共有し、建設コストと維持管理費を大幅に節減できます。

教職員の連携も取りやすくなり、教育の質向上につながり、また、地域との連携拠点としての役割を持たせることで、学校・地域の魅力化を促進できます。

通学動線がわかりやすくなり、児童生徒の安全確保にも寄与することが考えられます。

このような観点から、長瀬町の将来を見据えた学校づくりとして、施設一体型の整備が望ましいと判断いたしました。

### ■教育形態は「義務教育学校」

小学校と中学校を一体化し、9年間を見通した継続的な教育課程を編成する義務教育学校の形態を採用することで、以下のような具体的な教育効果が得られると考えられます。

- ・児童生徒1人ひとりの成長を9年間の視点で見守ることで、より丁寧な学習支援・生活支援が可能となる。
- ・思春期の不安定な時期に学校環境が大きく変わらないため、中1ギャップの軽減につながる。
- ・教育指導では、中学校教員の専門性を早い段階から生かすことができ、学力向上にも寄与する。
- ・学校行事や部活動などの共有することで、学校の一体感も生まれる。

これらの点から、長瀬町の教育を安定的に質の高いものとするため、教育形態としては、義務教育学校の導入が望ましいと判断いたしました。

### ■ふるさと教育の「推進」

長瀬の自然、地質、歴史、文化、観光などの地域資源を活かした教育は、子どもたちが自分のふるさとに対し、愛着や誇りを持つための重要な基盤となる「ふるさと教育」について、施設一体型の義務教育学校であれば、9年間で見通した計画をたてて、学んでいくことができると考えられます。

長瀬の魅力を理解し、発信する活動を通じて、社会に関わる姿勢や主体性を育成でき、将来の進路選択や地域貢献への意識向上にも寄与すると考えられます。

ふるさと教育の一層の充実を図り、ふるさとへの愛着や誇りに思う気持ち、未来を切り開く力が育まれる教育を推進することが望ましいと判断いたしました。

## 6. 必要諸室の検討

### (1) 長瀬第一小学校と長瀬中学校の施設状況

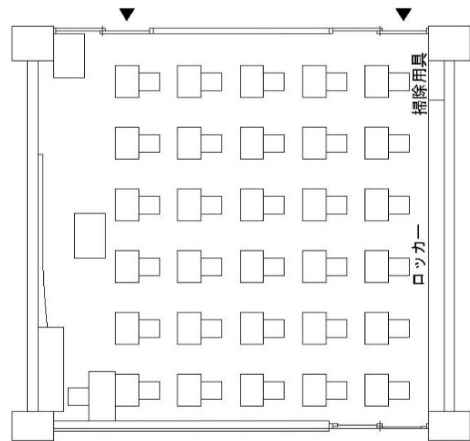
小中一貫校の必要諸室の整理を行うため、長瀬第一小学校と長瀬中学校の各教室等の状況と問題・課題を確認しました。

必要諸室の教室数と面積を整理し、(2) 計画面積に示します。

#### 長瀬第一小学校 普通教室

室面積：64㎡

照明、什器などは建設当時から変わっておらず令和元年以降よりGIGAスクール構想にあわせネットワーク機器が追加されている。後方の壁面にロッカー、黒板、開示版がある。長年使用されている床面は劣化が見える。



後方



前方



廊下側

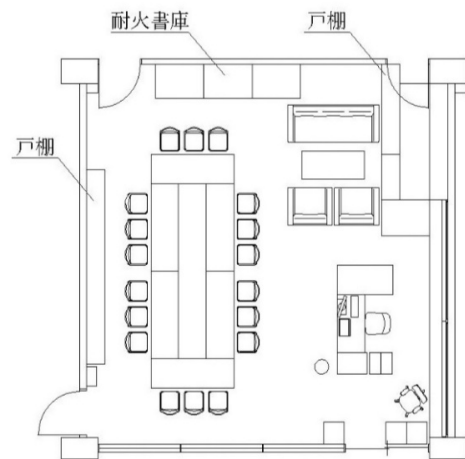


バルコニー側

長瀬第一小学校 校長室

室面積：64㎡

窓側に執務スペース  
廊下側に戸棚、耐火書庫が配置されている。  
中央には18名用の会議スペースがある。



会議室側



職員室側



廊下側

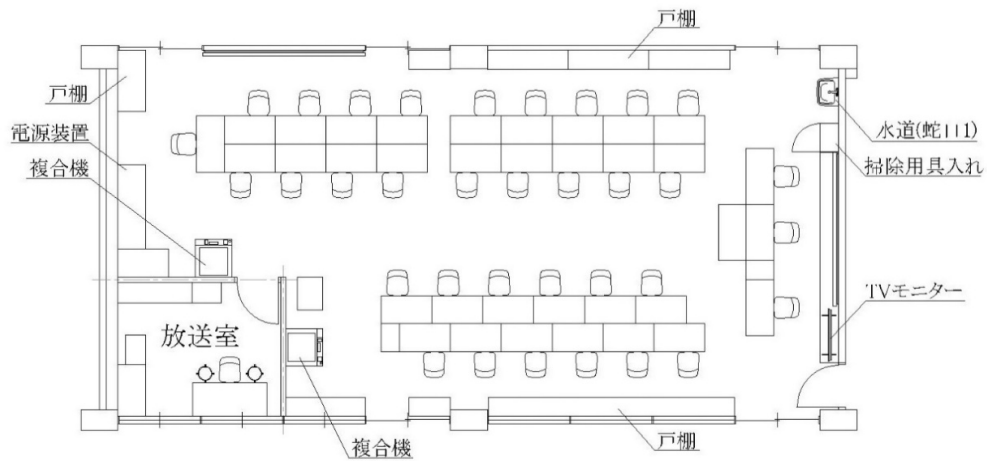


校庭側

長瀬第一小学校 職員室・放送室

室面積：116㎡・12㎡

約35席と収納棚が配置されている。  
共有掲示物等の管理スペースが限られている様子が見られる。  
校務用ノートパソコンが各教員の机に配置されている。



保健室側



校長室側



校長室側



放送室

長瀬第一小学校 保健室

室面積：64㎡

普通教室と同等の広さがある。  
窓側にベッドが2台、廊下側にソファ(診察台)が置かれている。  
ベッドは吊りカーテンで仕切られている。



職員室側



ホール側



廊下側

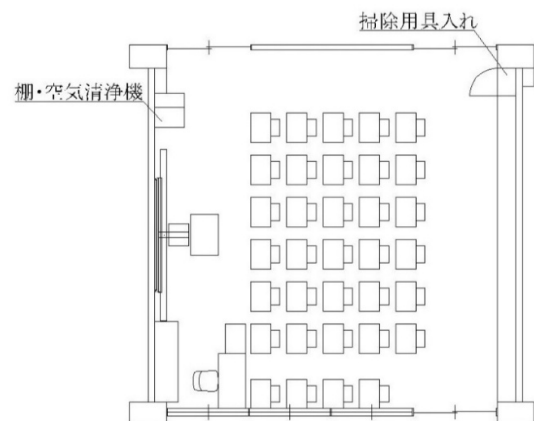


校庭側

長瀬第一小学校 特別活動室

室面積：64㎡

普通教室と設備等は同等



後方



前方



廊下側

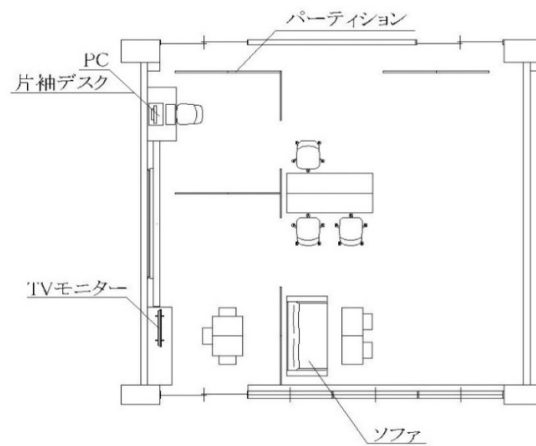


バルコニー側

長瀬第一小学校 スペシャルサポートルーム（会議室兼教育相談室）

室面積：64㎡

普通教室と設備等は同等だが  
パーティションにて区切られ個別相談スペースが配置されている。  
様々な課題を持った児童生徒の居場所として、存続を求められている。



前方

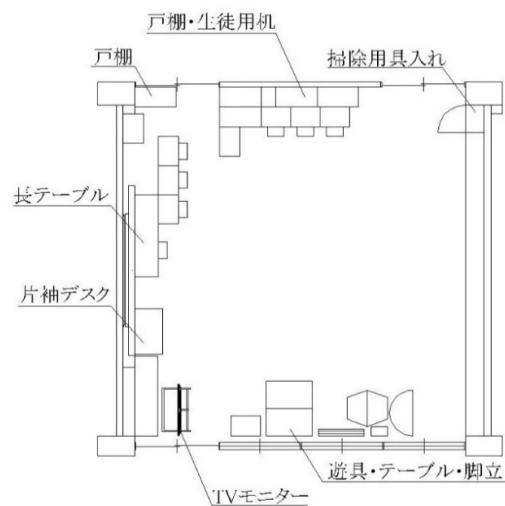


前方

長瀬第一小学校 生活科活動室

室面積：64㎡

普通教室と設備等は同等だが窓側には遊具が置かれ  
中央では行事に使用する作品の作成スペースとされている。



後方



前方



廊下側

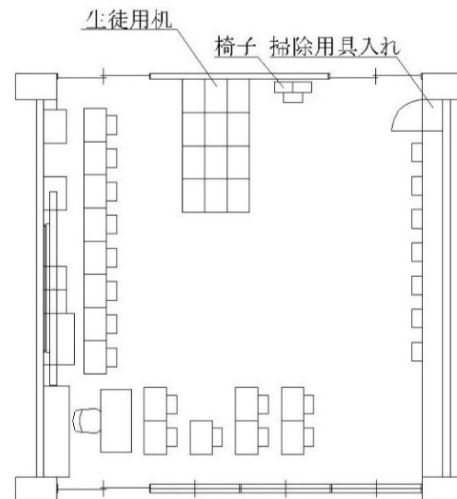


植栽庭園側

長瀬第一小学校 はつらつルーム

室面積：64㎡

普通教室と設備等は同等だが机と椅子を自由に配置し学習や遊び場としている様子が見られる。



後方



前方



廊下側



植栽庭園側

長瀬第一小学校 多目的室 1

室面積：64㎡

普通教室と設備等は同等



後方



前方



廊下側

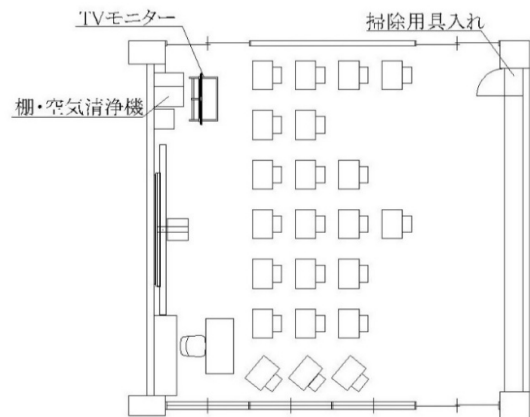


バルコニー側

長瀬第一小学校 多目的室2

室面積：64㎡

普通教室と設備等は同等



後方



前方



廊下側



バルコニー側

長瀬第一小学校 図画工作室・準備室

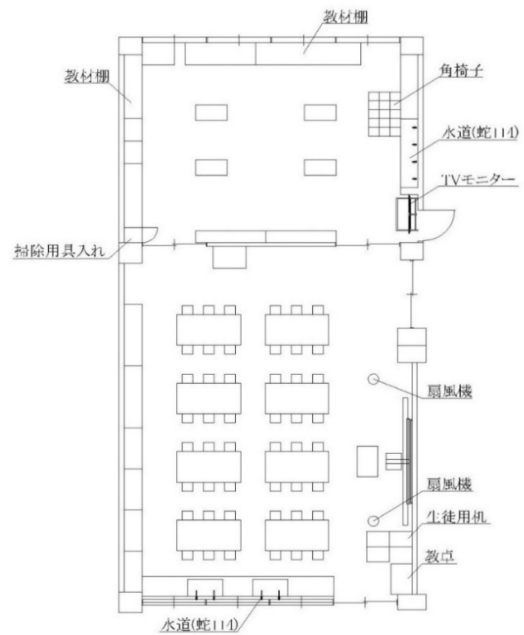
室面積：84㎡・48㎡

作業机が8台

壁側には作品棚、備品庫が配置されている。

準備室には工作用機器が8台

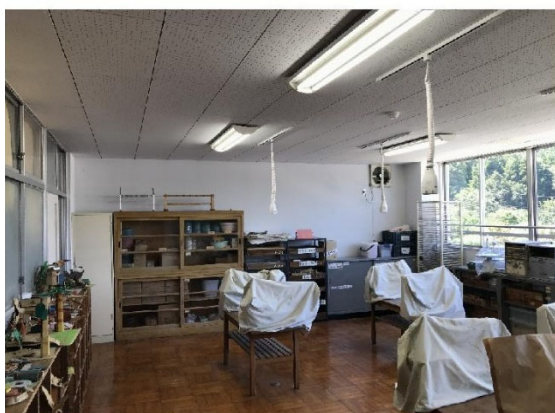
壁側には作品棚、備品庫が配置されている。



バルコニー側



準備室側



準備室



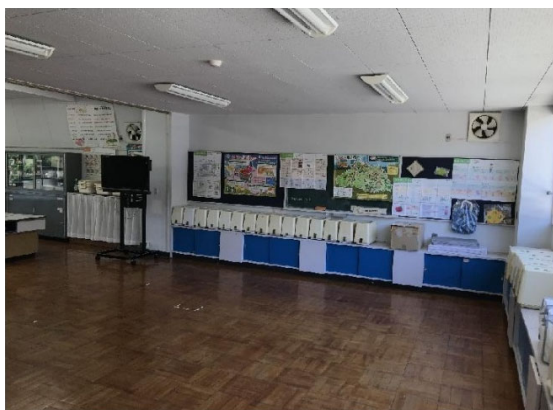
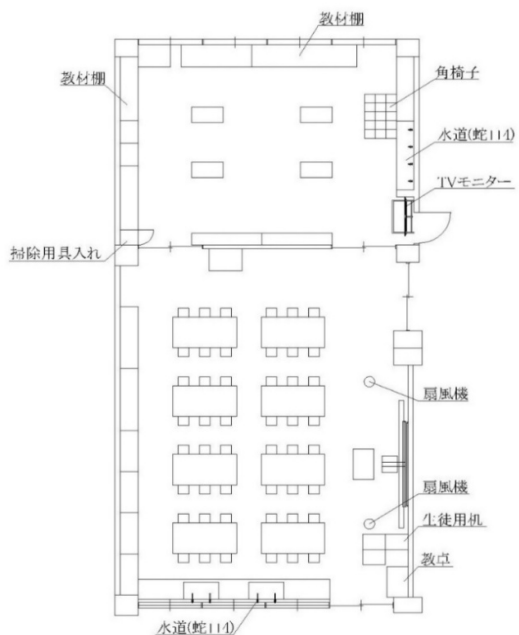
準備室

長瀬第一小学校 家庭科室・準備室

室面積：84㎡・48㎡

普通教室2室分の広さがあり  
実習用机が8台配置されている。

準備室には壁側にミシン、  
収納棚、掲示板が配置されている。



後方



前方



体育館側

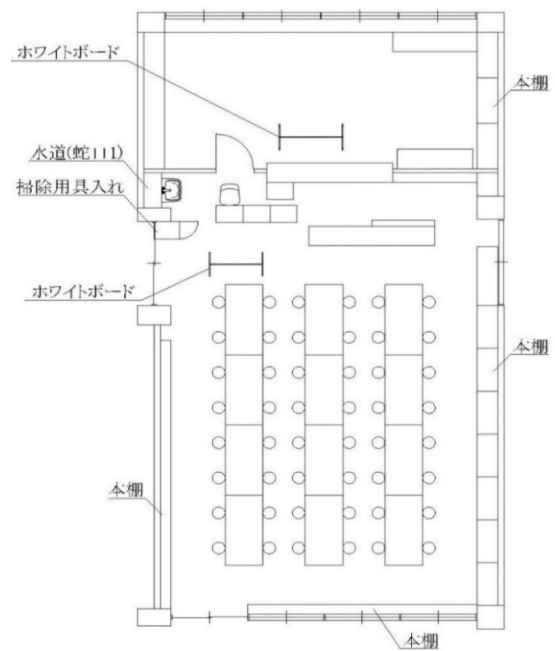


バルコニー側

長瀬第一小学校 図書室・司書室

室面積：84㎡・48㎡

約50人がゆったり座れる  
長テーブルが配置されている。  
壁側には本棚の他に展示棚がある。



バルコニー側



司書室側



司書室



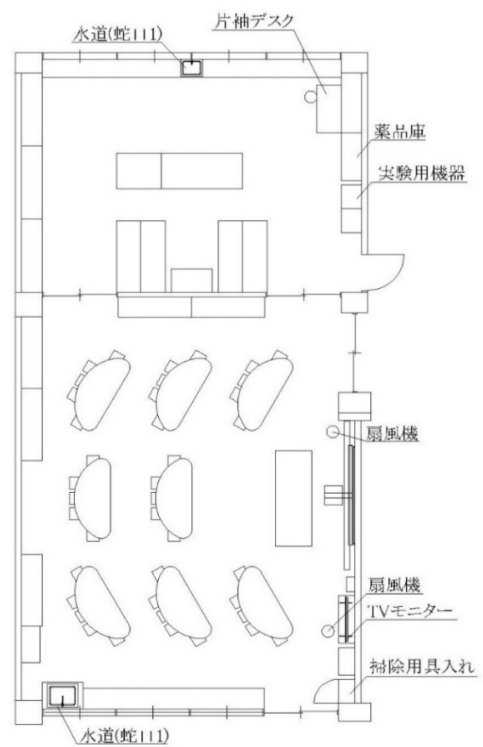
司書室

長瀬第一小学校 理科室・準備室

室面積：84㎡・48㎡

実験台が8台  
壁側には展示棚、備品庫が配置されている。

準備室には中央に作業台  
壁側には備品庫が配置されている。



理科室



理科室



準備室

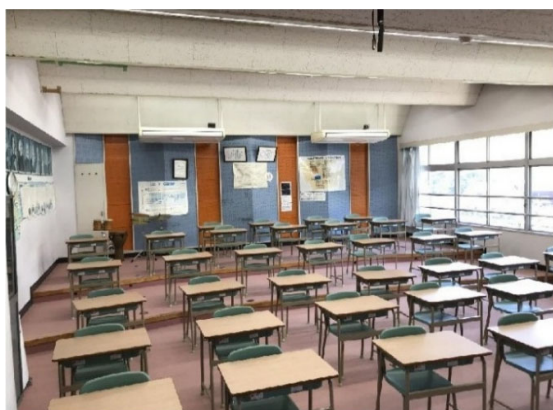
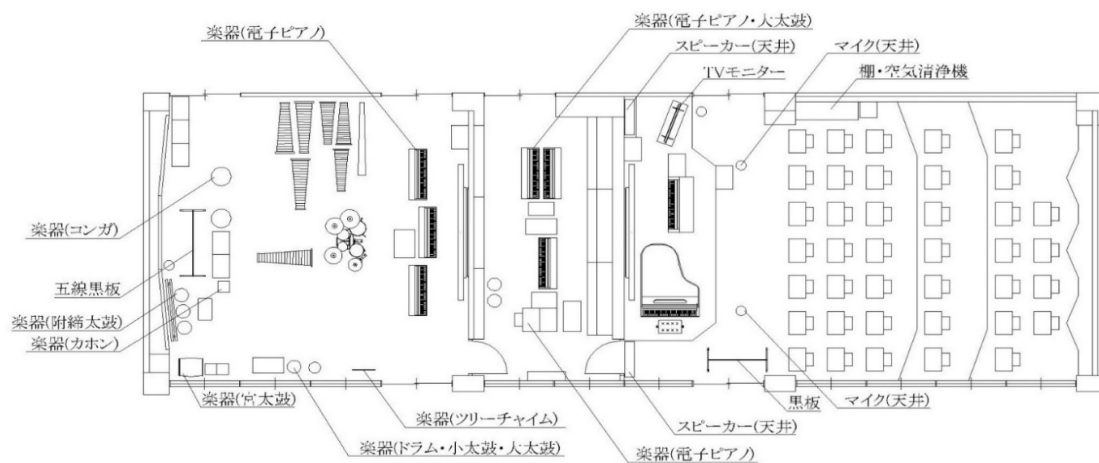


準備室

長瀬第一小学校 第一音楽室・第二音楽室・準備室

室面積：96㎡・64㎡・32㎡

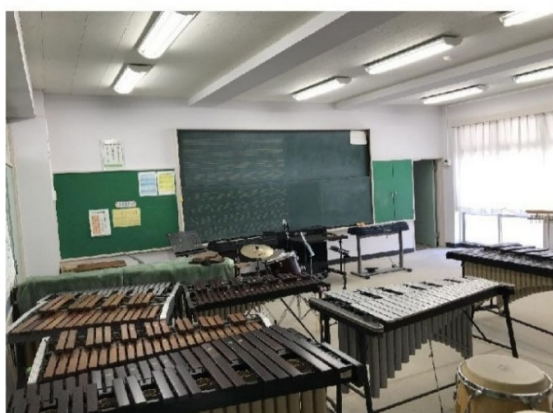
段床と教壇、反射壁と吸音壁を配置し音響の特性に配慮されている。  
天井マイクが設置されている。  
準備室には楽器が集められて置いてある。



第一音楽室 後方



第一音楽室 前方



第一音楽室 後方

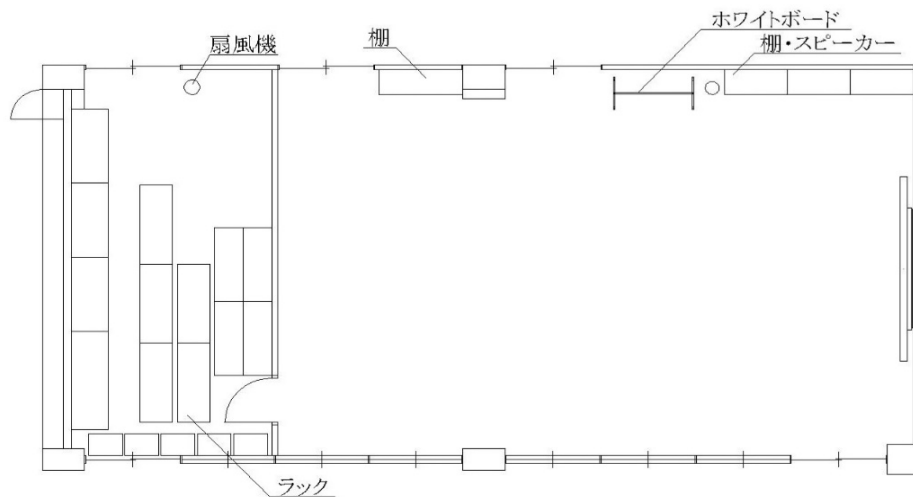


準備室

長瀬第一小学校 視聴覚室・準備室

室面積：96㎡・32㎡

机、椅子は無く廊下側に収納棚が配置されている。  
天井にスクリーン、カーテンは全て遮光カーテンを用いている。  
準備室内には収納ラックが置かれている。



バルコニー側



後

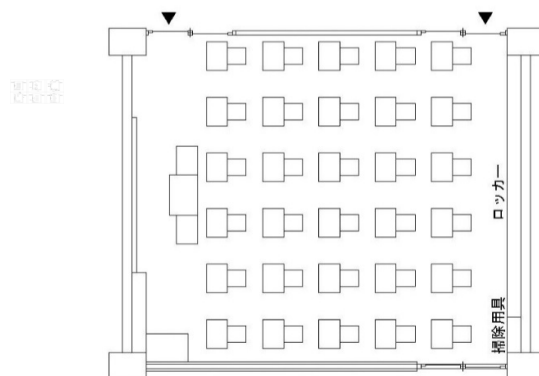


準備室

長瀬中学校 普通教室

室面積：64㎡

照明、什器などは建設当時から変わっておらず令和元年以降よりGIGAスクール構想にあわせネットワーク機器が追加されている。  
後方の壁面にロッカー、黒板、開示版がある。



後方



前方



廊下側

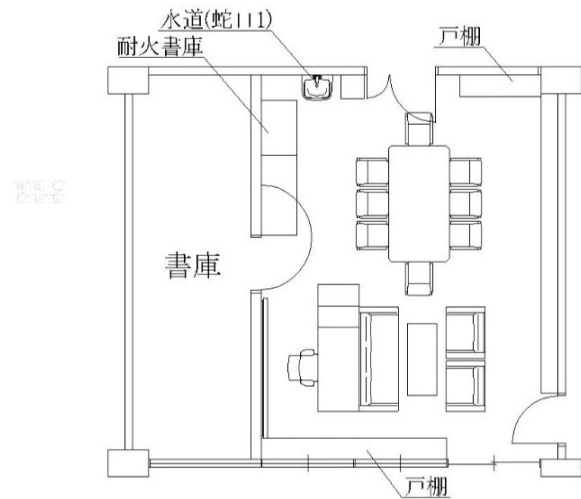


バルコニー側

長瀬中学校 校長室

室面積：45㎡

窓側に収納庫、執務スペース、応接セット  
廊下側と壁側に戸棚、耐火書庫、水道が配置されている。  
中央には8名用の打合せスペースがある。



書庫側



校庭側

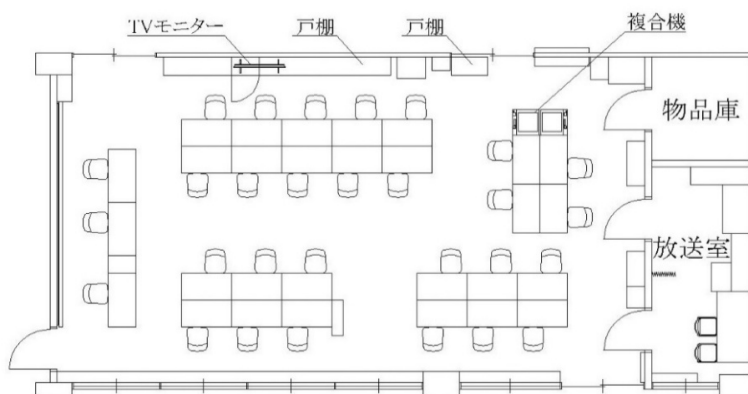


廊下側

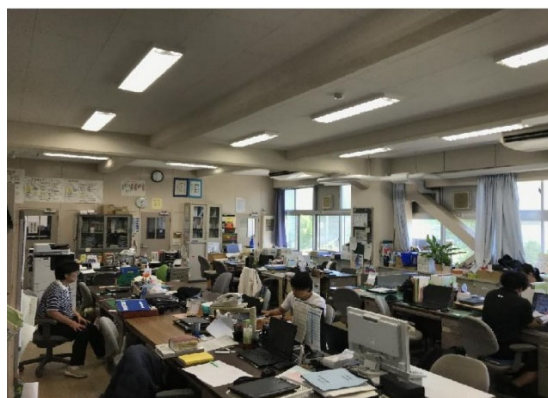
## 長瀬中学校 職員室・放送室

室面積：97.8㎡

約30席と収納棚が配置されている。  
共有掲示物等の管理スペースが限られている様子が見られる。  
校務用ノートパソコンとデスクトップパソコンが各教員の机に配置されている。  
机上に資料が置かれ、業務スペースが限られている様子が見える。



校長室側



放送室側



放送室側



放送室

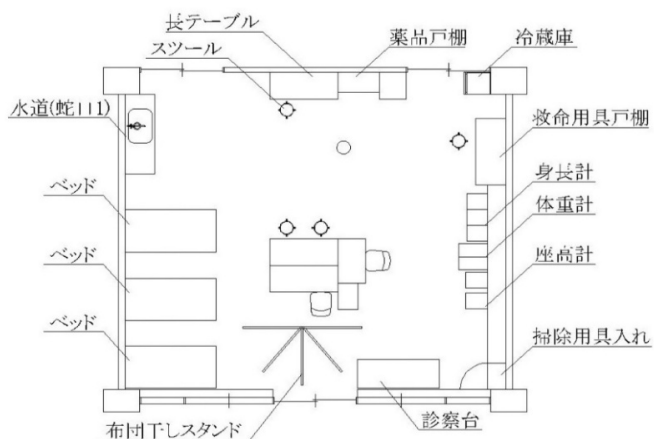
## 長瀬中学校 保健室

室面積：63.75㎡

普通教室と同等の広さがある。

窓側にベッドが3台、廊下側に診察台、壁側に収納庫や測定器が置かれている。

ベッドは吊りカーテンで仕切られている。



児童支援室側



会議室側



廊下側

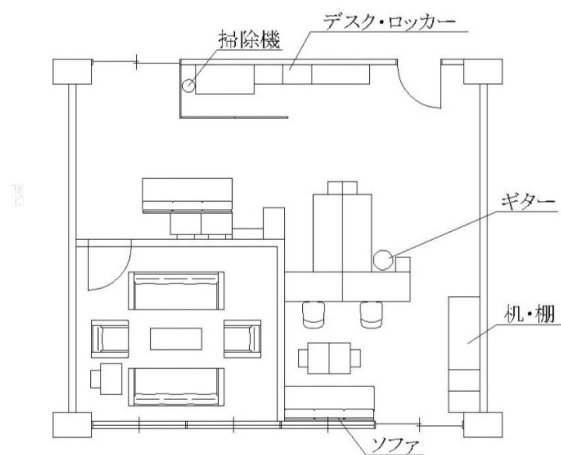


校庭側

長瀬中学校 さわやか相談室

室面積：66.3㎡

普通教室と同等の広さがある。  
窓側には仕切られた個別相談スペースがあり、  
中央には校務スペース、書籍が置かれた机が配置されている。



校庭側



相談室



廊下側

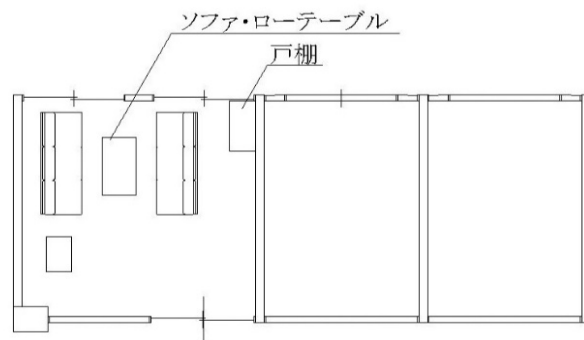


廊下側

長瀬中学校 教育相談室

室面積：16.9㎡

窓側に応接セットが置かれている。



相談室



相談室

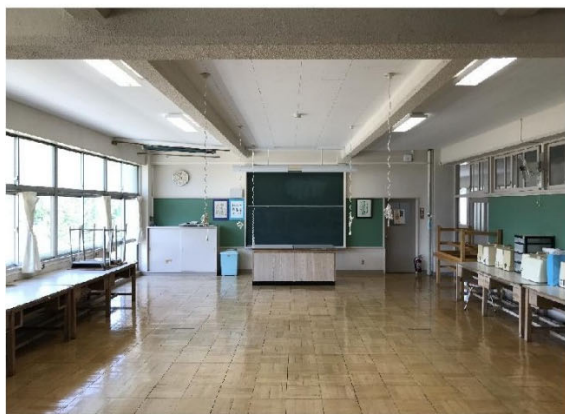
長瀬中学校 調理室・被服室・家庭科準備室

室面積：95.63㎡・95.63㎡・31.88㎡

作業机が6台、廊下側には収納棚、  
窓側には水道が配置されている。



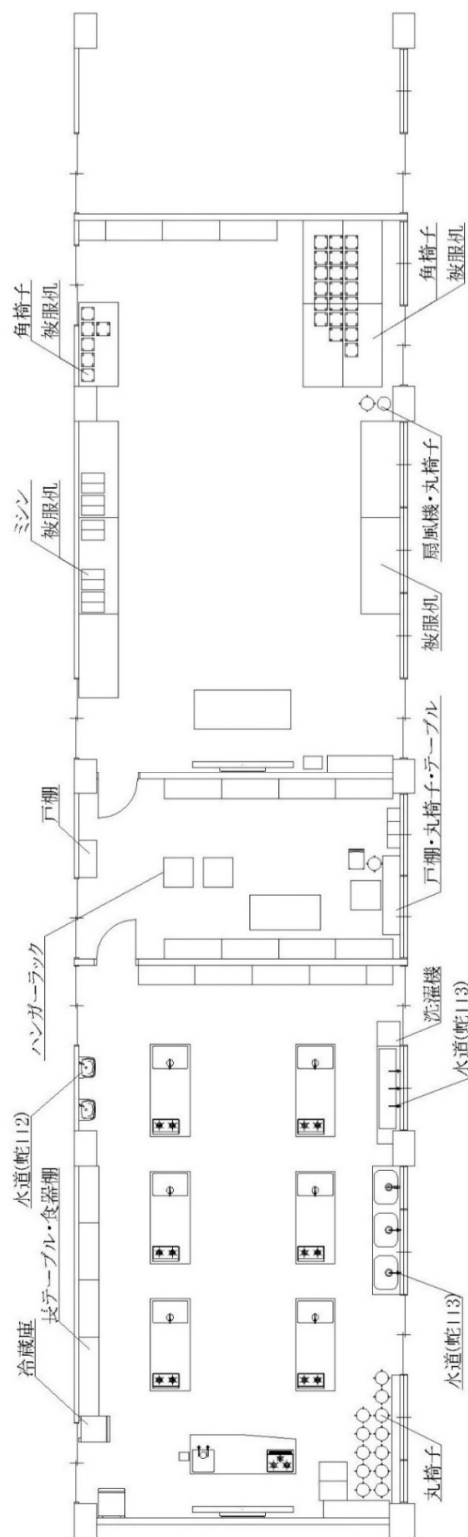
調理室 前方



被服室 前方



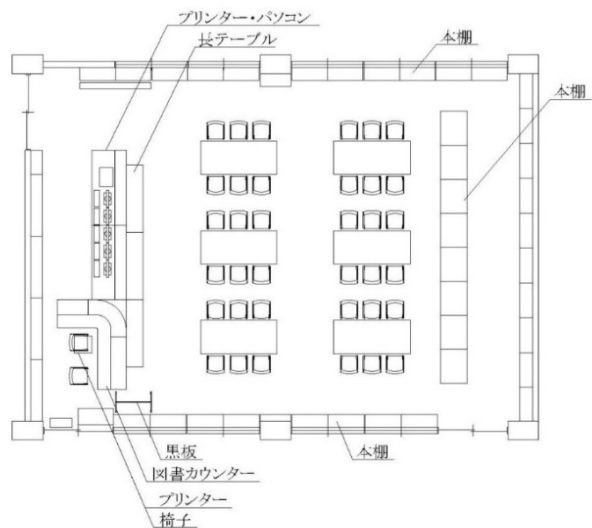
準備室



# 長瀬中学校 図書室

室面積：127.4㎡

約35人がゆったり座れる机が配置されている。  
壁側には本棚の他に展示棚がある。  
窓側には管理カウンターが配置されている。



前方



後方



廊下側



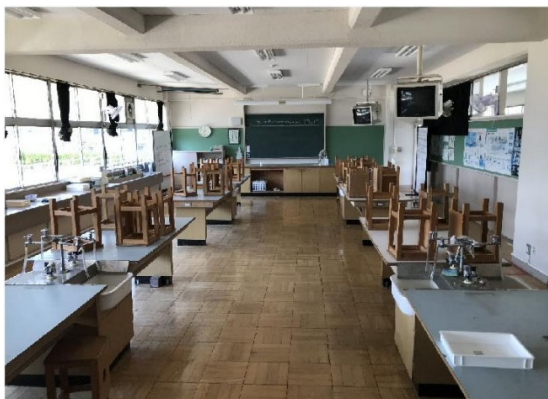
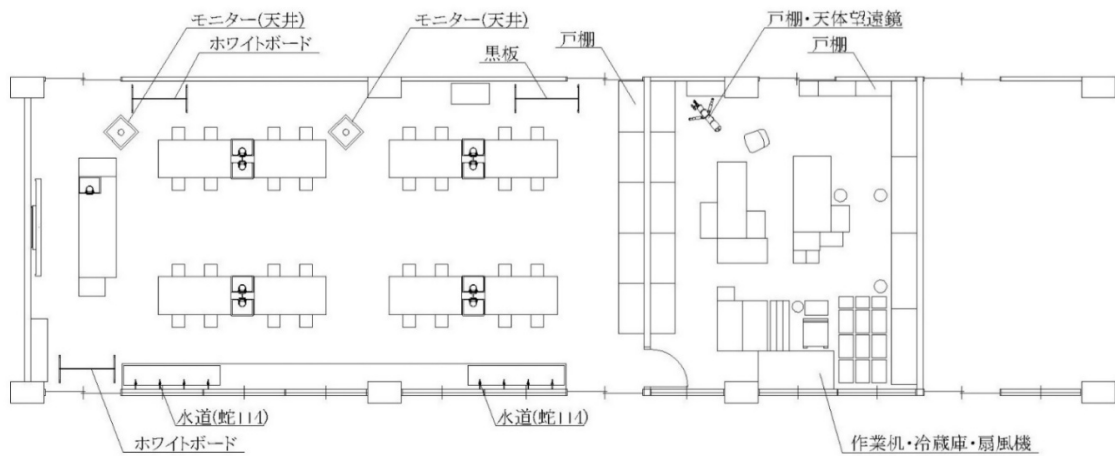
バルコニー側

長瀬中学校 理科室・準備室

室面積：95.63㎡・31.88㎡

実験台が8台

壁側には備品庫、廊下側には顕微鏡の棚が配置されている。



理科室 前方



理科室 後方



準備室

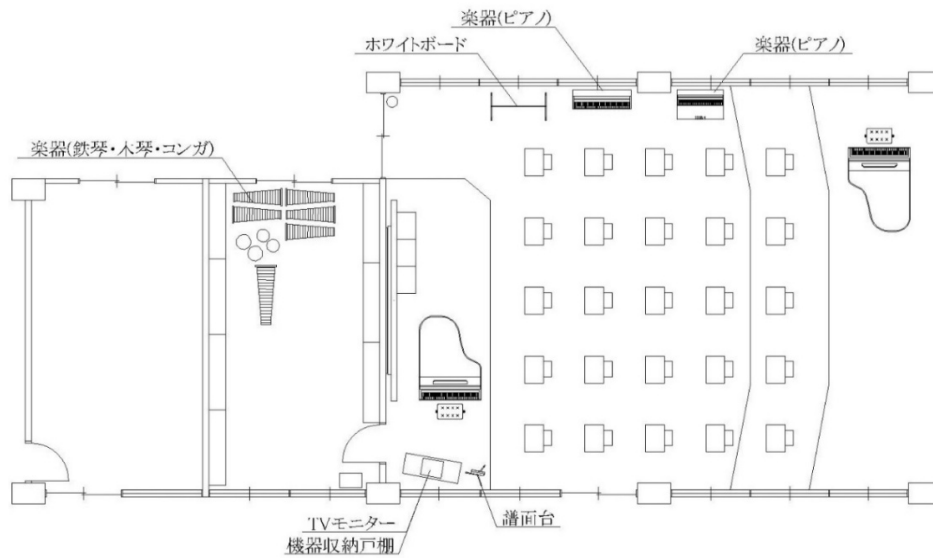


準備室

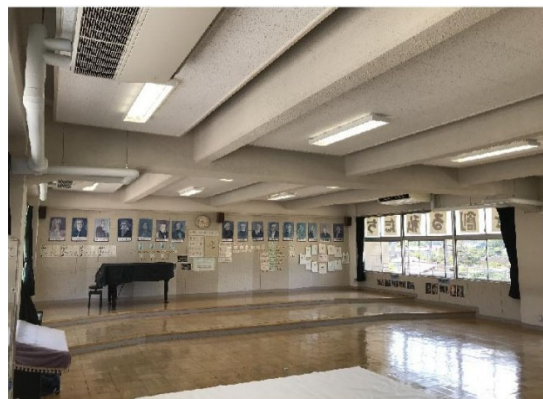
長瀬中学校 音楽室・準備室

室面積：127.4㎡・31.88㎡

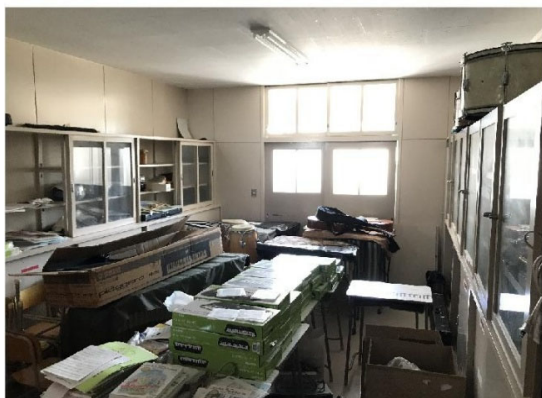
段床と教壇、反射壁と吸音壁を配置し音響の特性に配慮されている。  
準備室には楽器が集められて置いてある。



音楽室 前方



音楽室 後方

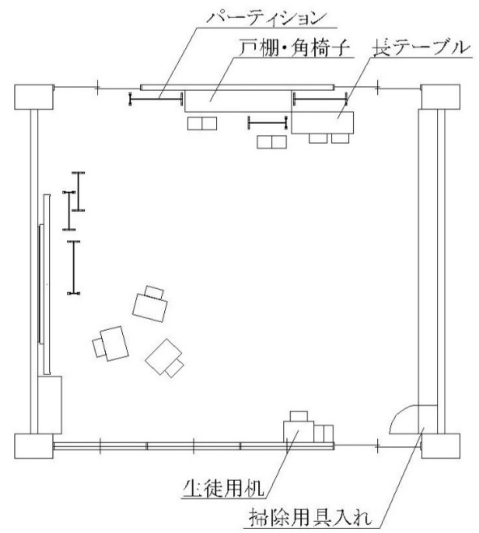


準備室



準備室

(1) 長瀬第一小学校と長瀬中学校の施設状況  
 長瀬中学校 視聴覚室



後方



前方



廊下側

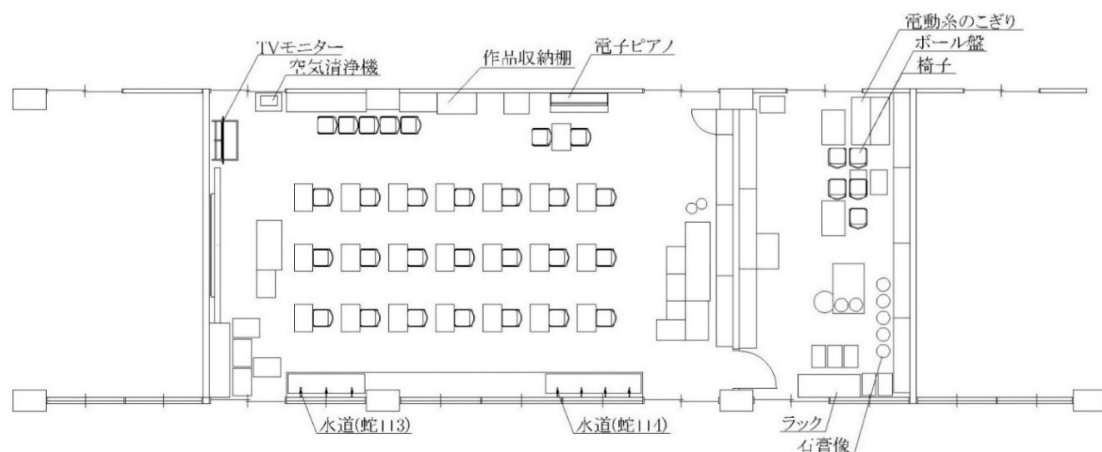


バルコニー側

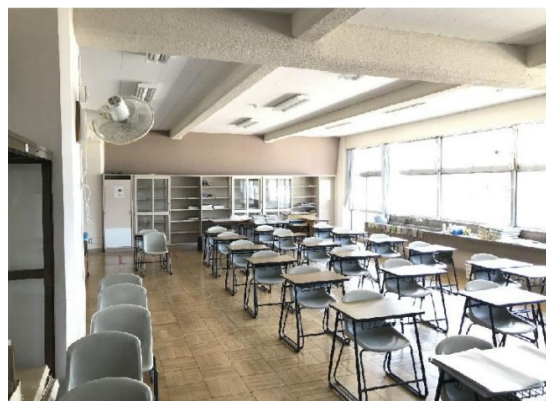
長瀬中学校 美術室・準備室

室面積：110.63㎡・31.88㎡

普通教室2室分の広さがあり  
窓側には水道、壁側には作品棚が置かれている。  
準備室に置かれた収納棚に収まらない大きさの備品が  
そのまま中央に置かれている様子が見える。



美術室 前方



美術室 後方



準備室

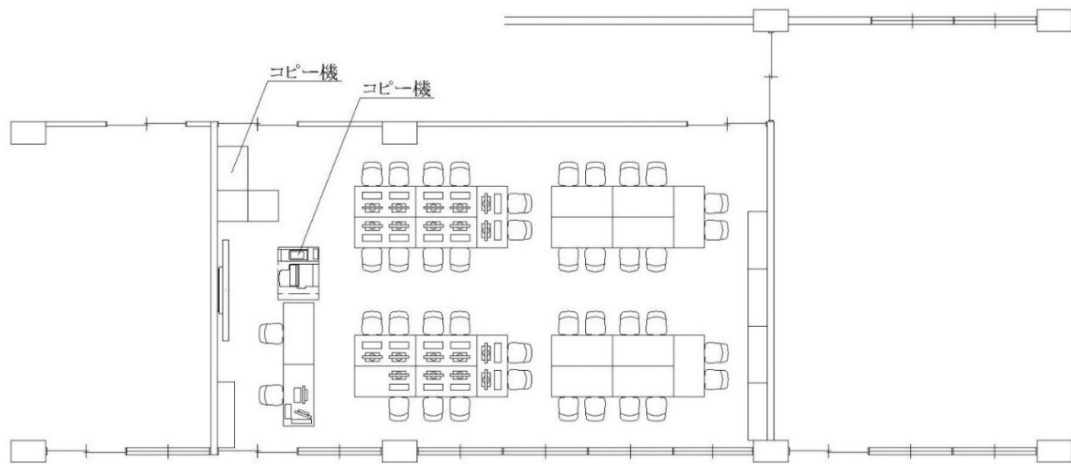


準備室

長瀬中学校 コンピュータ室

室面積：95.63㎡

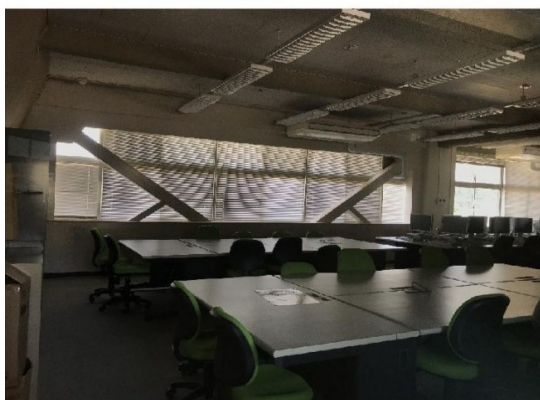
約40席ある内の20台分デスクトップコンピュータが配置されている。



前方



中央



後方

## (2) 必要諸室の計画面積

施設一体型の義務教育学校に基づく、小中一貫校の必要諸室を整理しました。

凡例

普通教室	特別教室	管理教室	給食室	共用部	体育施設
------	------	------	-----	-----	------

	室名	面積 (㎡)	室数	面積 (㎡)	備考
	普通教室				
1	1年生	72.250	1	72.250	8.5m×8.5m
2	2年生	72.250	1	72.250	〃
3	3年生	72.250	1	72.250	〃
4	4年生	72.250	1	72.250	〃
5	5年生	72.250	1	72.250	〃
6	6年生	72.250	1	72.250	〃
7	さくら1 (知的)	72.250	1	72.250	8.5m×8.5m
8	さくら2 (自閉・情緒)	72.250	1	72.250	〃
9	さくら3 (自閉・情緒)	72.250	1	72.250	〃
10	1年生	72.250	1	72.250	8.5m×8.5m
11	2年生	72.250	1	72.250	〃
12	3年生 A	72.250	1	72.250	〃
13	3年生 B	72.250	1	72.250	〃
14	学習支援室 (小人数)	72.250	1	72.250	8.5m×8.5m
15	学習支援室 (小人数)	72.250	1	72.250	〃
16	D教室	72.250	1	72.250	8.5m×8.5m
17	E教室	72.250	1	72.250	〃
	特別教室				
1	特活室 (小人数教室1)	72.250	1	72.250	8.5m×8.5m
2	スペシャルサポートルーム (会議室兼教育相談室)	72.250	1	72.250	8.5m×8.5m
3	生活科活動室	72.250	1	72.250	8.5m×8.5m
4	さわやか相談室 (運動スペース含む)	72.250	1	72.250	8.5m×8.5m
5	相談室 (個室6室)	72.250	1	72.250	8.5m×8.5m
6	多目的教室1	72.250	1	72.250	8.5m×8.5m (2室利用144.5㎡)
7	多目的教室2	72.250	1	72.250	8.5m×8.5m
8	図画工作室	108.375	1	108.375	12.75m×8.5m
9	図画工作室準備室	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m
10	調理室・被服室	108.375	1	108.375	12.75m×8.5m
11	家庭科準備室	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m
12	図書室	180.625	1	180.625	21.25m×8.5m
13	図書司書室	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m
14	理科室	108.375	1	108.375	12.75m×8.5m
15	理科準備室	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m
16	音楽室	108.375	1	108.375	12.75m×8.5m
17	音楽準備室	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m

	室名	面積 (㎡)	室数	面積 (㎡)	備考
18	美術室	108.375	1	108.375	12.75m×8.5m
19	美術準備室	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m
20	技術室	108.375	1	108.375	12.75m×8.5m
21	技術準備室	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m
	管理室等				
1	校長室	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m
2	事務室	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m
3	職員室	216.750	1	216.750	25.0m×8.5m
4	児童 保健室	72.250	1	72.250	8.5m×8.5m
5	生徒 保健室	72.250	1	72.250	8.5m×8.5m
6	会議室1・生徒会室兼ねる 会議室1・2を1室で利用	72.250	1	72.250	8.5m×8.5m (2室利用144.5㎡)
7	会議室2	72.250	1	72.250	8.5m×8.5m
8	校務員室 (和室ではない)	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m
9	給湯室				
10	放送室	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m
11	印刷室	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m
12	教材室	36.125	3	108.375	4.25m×8.5m
13	資料室	36.125	3	108.375	4.25m×8.5m
14	職員用更衣室 (男)	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m
15	職員用更衣室 (女)	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m
16	職員用便所 (男)	30.000	1	30.000	5.0m×6.0m
17	職員用便所 (女)	30.000	1	30.000	5.0m×6.0m
18	職員・一般用昇降口	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m
19	機械室	25.000	3	25.000	階段下
	給食室				
1	給食室	440.000	1	440.000	
2	配膳室 (二方向出入口ELVに隣接)	29.570	2	59.140	
	共用部				
1	児童用更衣室 (男子) 1年・2年・3年生	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m
2	児童用更衣室 (女子) 1年・2年・3年生	36.125	1	36.125	〃
3	児童用更衣室 (男子) 4年・5年・6年生	36.125	1	36.125	〃
4	児童用更衣室 (女子) 4年・5年・6年生	36.125	1	36.125	〃
5	生徒用更衣室 (男子) 7年・8年・9(A/B)年生	36.125	1	36.125	〃
6	生徒用更衣室 (女子) 7年・8年・9(A/B)年生	36.125	1	36.125	〃
7	多目的便所	6.250	3	18.750	2.5m×2.5m
8	児童用便所 (男子) 1年・2年・3年生	36.125	1	36.125	4.25m×8.5m

	室名	面積 (㎡)	室数	面積 (㎡)	備考
9	児童用便所 (女子) 1年・2年・3年生	36.125	1	36.125	〃
10	児童用便所 (男子) 4年・5年・6年生	36.125	2	72.250	〃
11	児童用便所 (女子) 4年・5年・6年生	36.125	2	72.250	〃
12	生徒用便所 (男子) 7年・8年・9(A/B)年生	36.125	2	72.250	〃
13	生徒用便所 (女子) 7年・8年・9(A/B)年生	36.125	2	72.250	〃
14	ELV (二方向出入口)	6.000	3	0.000	配膳室に隣接 (容積率に不算入)
15	階段室A	36.125	4	144.500	4.25m×8.5m (1階～屋上)
16	階段室B	36.125	3	108.375	4.25m×8.5m (1階～3階)
17	階段室C	36.125	3	108.375	4.25m×8.5m (1階～3階)
18	階段室D	21.238	2	42.476	3.42m×6.21m (2階～3階)
19	小学校 昇降口	144.500	1	144.500	17.0m×8.5m
20	中学校 昇降口	108.375	1	108.375	12.75m×8.5m
21	1階廊下	968.305	1	968.305	
22	2階廊下	563.449	1	563.449	
23	3階廊下	547.805	1	547.805	
24	渡り廊下	132.000	1	132.000	
	屋内運動場				
1	防災倉庫	100.750	1	100.750	
2	男子便所・女子便所	13.000	2	26.000	
3	1階 (柔道・剣道・卓球 ・更衣・便所・階段)	1,140.250	1	1,140.250	
4	2階 (アリーナ・ステージ ・器具庫・ホール・階段)	1,267.000	1	1,267.000	
5	3階 (通路・階段)	216.200	1	216.200	
	屋外施設				
1	屋外更衣室 (男子)	38.880	1	38.880	
2	屋外更衣室 (女子) (部活用更衣室・洗面台)	38.880	1	38.880	
3	体育器具庫 (屋外)	64.800	1	64.800	

【計画面積】

	施設名	面積 (㎡)	備考
	長瀬町立小中一貫校	10,821.060	

※上記の必要諸室の面積は目安とします。

## 7. 施設計画の検討

### (1) 学校配置ゾーニングの計画

#### 1) 長瀬中学校の施設配置

現在の長瀬中学校の敷地及び建物等の配置を確認して、ゾーニング（敷地や建物を目的や機能に応じて区画し、それぞれに最適な使い方を割りあてること）を行うための条件を整理します。

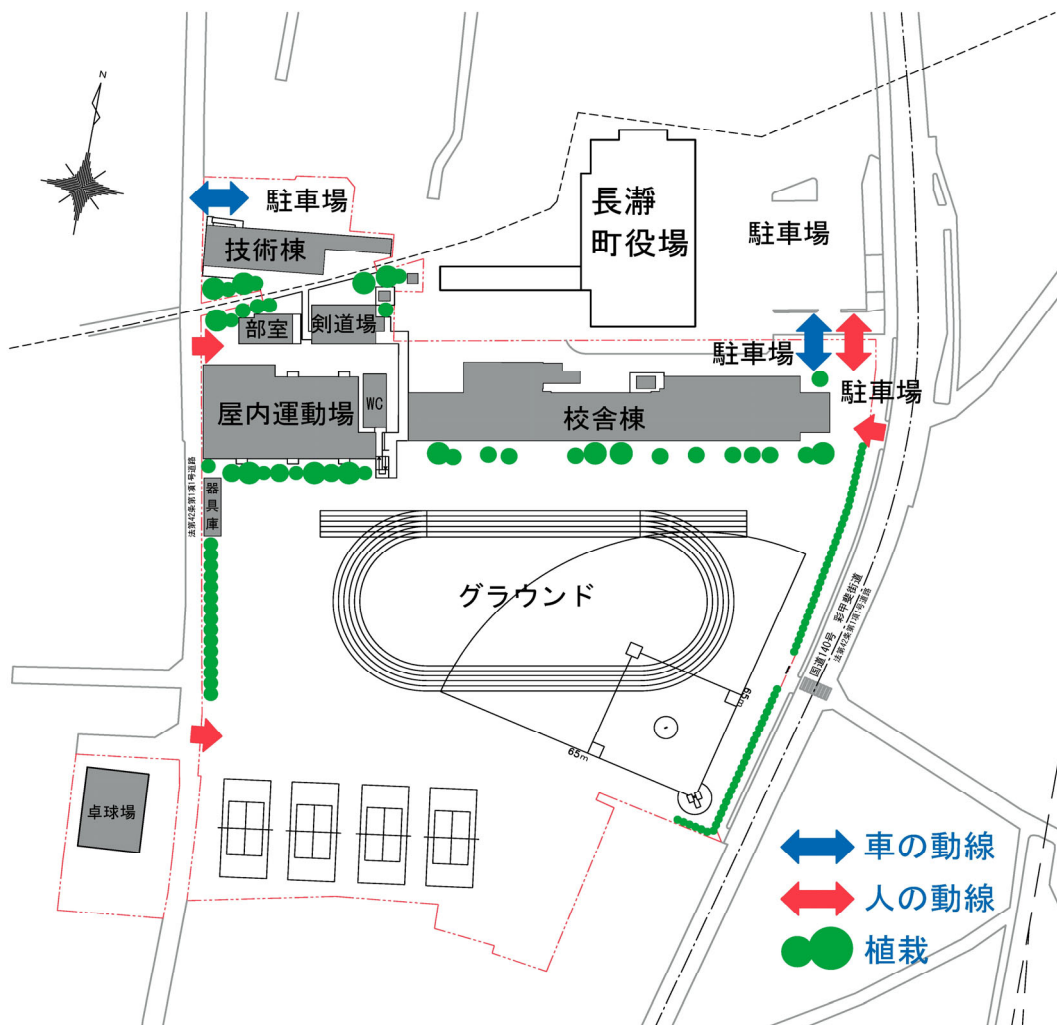
長瀬中学校の敷地は長瀬町役場に隣接しているため、緊急時の対応も早く安全で安心な環境といえますが、塀やフェンスで仕切られていないため、だれでも立ち入ることができてしまいます。

秩父鉄道の野上駅から徒歩10分程度であり、電車の利用が認められている中学生には通学しやすい立地となります。

長瀬第一小学校には国道沿いに本野上歩道橋が整備されていますが、長瀬中学校は押しボタン式の横断歩道になります。生徒の登校時には長瀬町役場の駐車場側から敷地内に入りますが歩道に誘導ブロックが敷設されており、敷地内にアクセスすることができます。

ほかに敷地内にアクセス可能な出入口は、西側道路沿いにグラウンドとテニスコートの間と屋内運動場と部室の間にあり、その校内通路は町役場まで通り抜けることができます。

駐車場は町役場の出入口付近、校舎棟の北側、技術棟周辺に設けられておりますが、駐車台数は少ないです。



## 2) 施設配置の方針

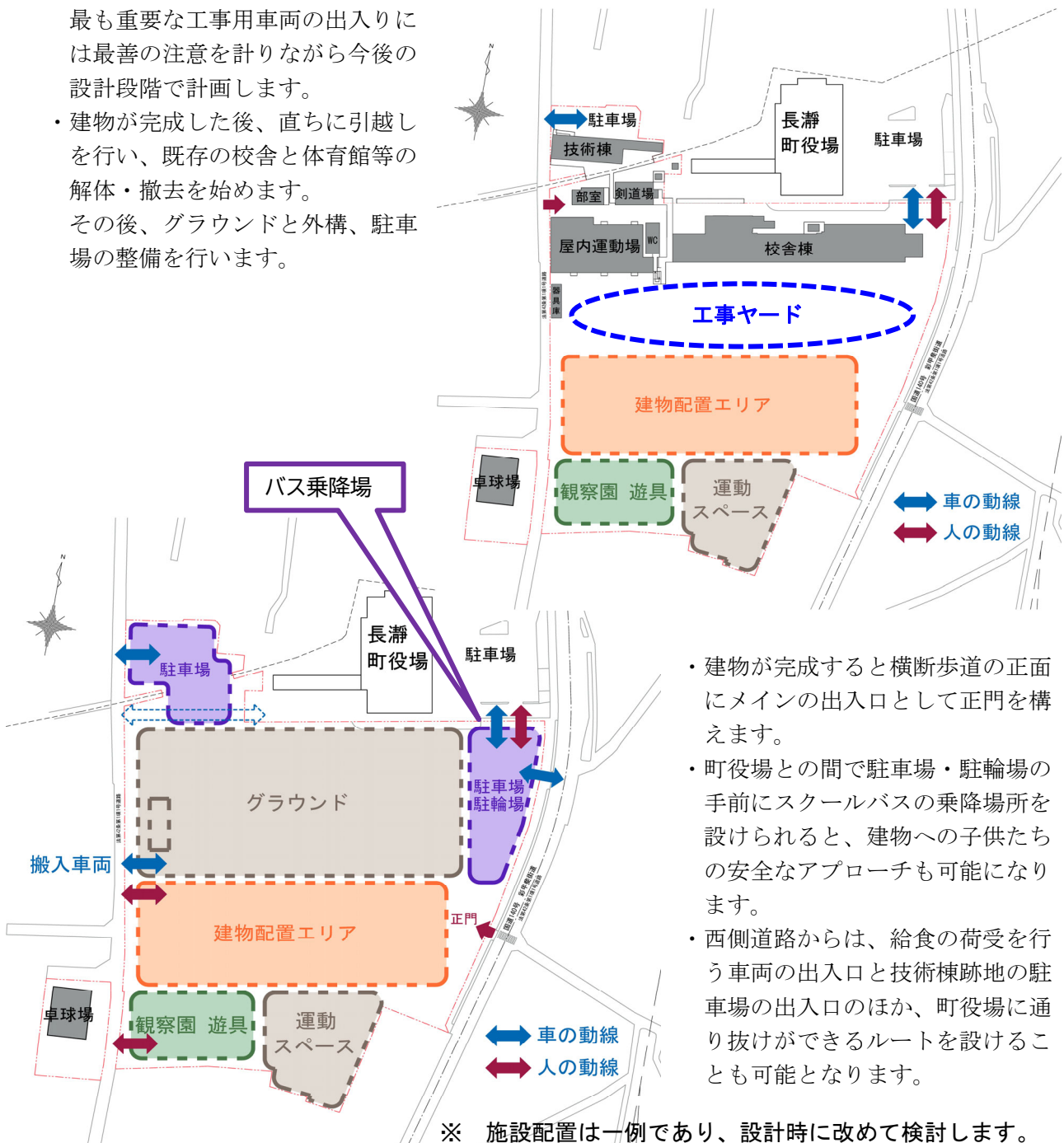
計画地の長瀬中学校における、施設一体型の建物ゾーニングと各階の構成について検討を行いました。

### ①敷地内のゾーニング

- ・ 中学校の校舎と屋内運動場等の既存建物を利用しながら、施設一体型の小中一貫校を建設するため、建物の配置は敷地南側のグラウンドに計画します。
- ・ 南側の敷地と隣接する住宅の間には、第一小学校に整備されている観察園や遊具を配置し、運動スペースを設けます。
- ・ 既存の校舎と建物配置エリアの間は、工事ヤードとして利用するため、生徒への安全を最優先に施工計画を考える必要があります。

最も重要な工事用車両の出入りには最善の注意を計りながら今後の設計段階で計画します。

- ・ 建物が完成した後、直ちに引越を行い、既存の校舎と体育館等の解体・撤去を始めます。その後、グラウンドと外構、駐車場の整備を行います。



- ・ 建物が完成すると横断歩道の正面にメインの出入口として正門を構えます。
- ・ 町役場との間で駐車場・駐輪場の手前にスクールバスの乗降場所を設けられると、建物への子供たちの安全なアプローチも可能になります。
- ・ 西側道路からは、給食の荷受を行う車両の出入口と技術棟跡地の駐車場の出入口のほか、町役場に通じ抜けができるルートも設けることも可能となります。

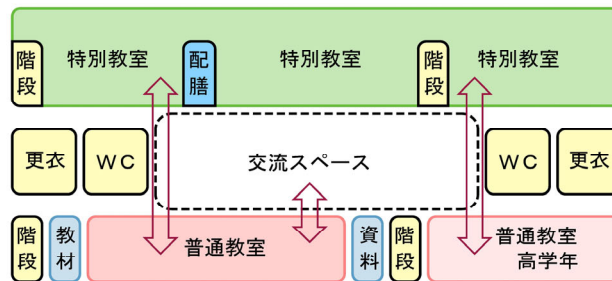
※ 施設配置は一例であり、設計時に改めて検討します。

### 3) フロア構成の方針

- ①普通教室ゾーン：日当たりの良い南側に面した位置に、小・中学生を分けて配置します。
- ②特別教室ゾーン：相談室などは管理諸室と同じフロアに配置します。特別教室を利用する学年の教室からの移動のしやすい差に配慮した配置にします。
- ③管理室等：教職員が児童生徒への対応を行いやすく、中央の交流スペースに面した位置に集約して配置します。
- ④体育施設：1階には剣道場・柔道場・卓球場のほか避難所として必要な防災用、備蓄用物資を保管する防災倉庫を配置します。  
2階には児童生徒の室内競技を行うアリーナを配置します。
- ⑤給食室：1階給食室を配置し、各階に配膳室を設けエレベーターを併設します。
- ⑥共用部：体格差を考慮し低学年と高学年、中学生の更衣室、トイレ、直通階段を分けて配置します。

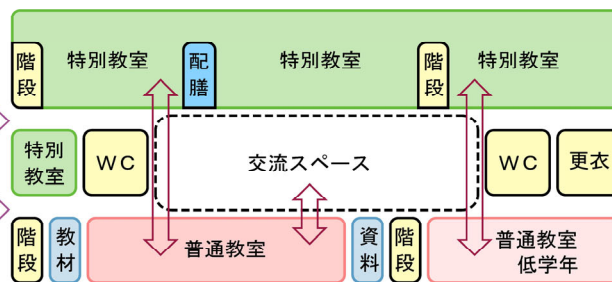
<凡例>

- 普通教室
- 特別教室
- 管理室等
- 体育施設
- 給食室
- 共用部
- バリアフリートイレ



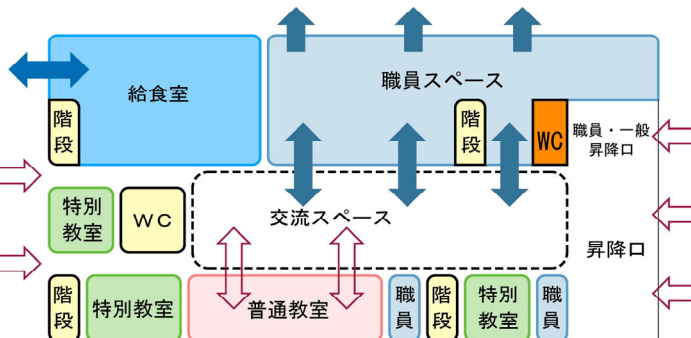
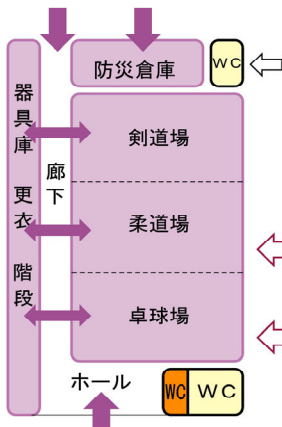
3F

- ※ 交流スペースを中央に配置し児童と生徒の連携、教職員との連携に対応する
- ※ 図中のWCはトイレを意味します。



2F

- ※ 校舎棟と体育館へのバリアフリー対応エレベーターとバリアフリートイレの設置



1F

- ※ フロア構成は一例であり、設計時に改めて検討します。

## (2) 構造計画概要

### 1) 基本方針

- ・長瀬町小中一貫校の建物は校舎棟、体育館棟、校舎と体育館を2階のレベルで接続する渡り廊下の3つの建物からなりたっています。
- ・校舎棟、体育館棟、渡り廊下は相互に移動できる計画であり、構造特性の異なる各棟はエキスパンションジョイントで縁切りすることで、各棟の平面的な耐震部材の配置バランスを確保し地震による被害を軽減する計画です。

### 2) 建物概要

用途	: 校舎、体育館	
階数	: 校舎棟 地上3階	体育館棟 地上2階
延べ面積	: 校舎棟 約7,290㎡	体育館棟 約2,750㎡
建物高さ	: 校舎棟 16.80m	体育館棟 16.90m
構造種別	: 校舎棟 鉄筋コンクリート造	体育館棟 鉄骨造

### 3) 耐震性能

「官庁施設の総合耐震・津波対策基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」に基づき、学校等であって避難所として位置づけられた官公庁施設を基準としています。

構造体：Ⅱ類 （大地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。）

建築非構造部材：A類 （大地震動により、建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも人命の安全確保と、二次災害の防止が図られていることを目標とする。）

建築設備：乙類 （大地震後の人命の確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。）

### 4) 基礎計画

隣接する長瀬町役場の地盤調査による柱状図を参照しますと、GL-3,000を支持地盤とした直接基礎でされているのが確認できます。

当該敷地での地盤調査は実施されていないので確定はできませんが、直接基礎構造によって計画建物を支持することが可能だと考えられます。

### (3) 電気設備計画概要

#### 1) 基本方針

##### ①安全、安心な施設

特定多数の利用施設であり、機能性・快適性を満足するものとともに、経済性・耐久性・施工性を充分考慮して計画する。

##### ②環境に配慮した計画

長寿命のLED照明の採用、自然エネルギーの太陽光発電の利用、及び受変電のデマンド制御による省エネルギー手法を用い、CO<sub>2</sub>の削減及びランニングコストの低減を図る。

##### ③快適性の確保

居室の目的に適した照度環境の設定、適正な設備配置及び制御を計画する。

##### ④維持管理の容易性

保守管理、設備更新を考慮し電源容量に余裕を持たせた計画とすると共に、適正なメンテナンススペースを確保する。

#### 2) 設計条件

##### ①設計基準

建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）

建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年

公共建築工事標準図（電気設備工事編）令和7年

##### ②省エネ設計

内容分類	項目	採用内容
照明設備に関するもの	昼光センサーによる調光制御	昼光を検出し、調光制御
	人感センサー連動制御による消灯	便所、廊下を自動点滅
過剰照明の防止	照明回路の細分化	業務形態に合わせ消灯しやすいゾーニング
	各室の適正照度の設定	過剰照度の防止
機器の効率化	低損失変圧器	高効率トッランナー変圧器
	長寿命・高効率照明器具	LED照明の全面的採用
トータルエネルギー	太陽光発電	屋根に太陽光パネルを設置

#### 3) 電源のバックアップ

##### ①非常照明

電池内蔵型

##### ②発電機

職員室・体育館（避難所施設）等の照明の一部

#### 4) 受変電設備

引込柱より変電設備まで配線を行う。

変電設備はCB-2形とし、系統は既設を基に下記とする。但し実施設計にて負荷に合わせ見直しをする。

変圧器は高効率トッランナー（モールド式）としキュービクル式とし、地上電気室に配置する。

$$\text{単相負荷} : 40\text{VA}/\text{m}^2 \times 10,700\text{m}^2 = 428.0\text{KVA}$$

$$\text{三相負荷} : 50\text{VA}/\text{m}^2 \times 10,700\text{m}^2 = 535.0\text{KVA}$$

想定負荷容量よりトランスを選定

3相Tr 150KVA-3台

1相Tr 150KVA-2台

スコットTr 50KVA-1台

コンデンサ 50kvar-3台 自動力率制御

#### 5) 発電設備

避難所対策として非難施設の照明・コンセントの電源及び空調機の電源を供給するため、発電機を設置する。

想定容量は100KVAとする。

また屋上に20KVAの太陽光発電装置を設置し系統連系にて省エネに貢献する。

#### 6) 電灯・コンセント設備

照明器具はLED仕様を基本とし、JIS照度基準の事務所を参考に諸元表に表示した。照明の制御は執務スペースは昼光センサーにて調光し、その他諸室はリモコンスイッチにて制御する。また、トイレ・階段・廊下については人感センサーにて自動制御する。非常照明は電池内蔵型とし、誘導灯と合わせ設置する。誘導雷よりの保護のためSPDを設ける。

J I S 照度基準

付表3-1学校（屋内）			
照度	1,500lx・1,000lx・・・750lx・・・500lx・・・300lx・・・200lx・・・150lx・・・100lx・・・・・・75lx・・・50lx・・・30lx		
学 校 （ ）	場	—	教室、実験実習室、実習工場 研究室、図書閲覧室、書庫 事務室、教職員室、会議室 保健室、食堂、ちゅう（厨）房 給食室、放送室、印刷室 電話交換室、守衛室 屋内運動場
屋 内 （ ）	所	製図室、被服教室、電子計算機室	講堂、集会室、休養室、ロッカー室、昇降口、廊下、 便所、公仕室、宿直室、渡り廊下。
	作	○精密製図○精密実験○ミシン縫○キーパンチ ○図書閲覧○精密工作○美術工芸製作○板書	—
	業	○てんびん台による計量	
備考視力や聴力の弱い児童・生徒が使用する教室、実験実習室などの場合は2倍以上の照度とする。 （聴力の弱い児童・生徒の場合は、主として他人の唇の動きを見て言葉を理解する助けとしている。）			
付表3-2学校（屋外）			
照度	150lx・・・100lx・・・75lx・・・50lx・・・30lx・・・20lx・・・10lx・・・5lx・・・2lx		
学 校 （ 屋 外 ）	場所	バスケットコート、バレーコート、テニスコート ○ソフトボールのバッテリー間、水泳プール	—
		—	構内通路（夜間使用）
		徒手体操場、器械体操場、 陸上競技場、サッカーグラウンド ラグビーグラウンド、 ハンドボールグラウンド ソフトボールグラウンド	—

7) 動力設備

機械設備計画による負荷に電源供給を行う。

8) 構内情報通信網設備

ネットワークの信頼性を高めるため幹線は二重化を行い各執務室にネットワークの構築を行う。

9) 構内交換設備

電力引込柱に共架にて電話回線（光回線）の引込を行う。  
固定電話を導入し円滑な作業ができる環境をこうちくする。

10) 音響設備

体育館に舞台音響設備を設ける。音楽室に音響設備を設ける。

11) 拡声設備

事務室にアンプを置き館内に非常放送を設置する。

1 2) テレビ共同受信設備

電話回線引込と同様にケーブルテレビの引込を行い、諸元表に基づき必要箇所にテレビコンセントを設置する。

1 3) 時計設備

警備室に親時計を設置し子時計を各諸室に設置する。

1 4) 入退室管理設備

セキュリティー計画に合わせ電気錠の制御をカードリーダーで行う。

1 5) 監視カメラ設備

セキュリティーの観点からエントランスホール外部及び一般来客者部分の監視のためカメラを設置し職員室にてモニター及び録画を行う。

1 6) 火災報知設備

職員室に受信機を設置し全館の警報を感知する。

## (4) 機械設備概要

### 1) 衛生器具設備工事

衛生器具は全て節水形を使用し、洋風大便器は大小切り替えにより大幅節水ができる。

### 2) 給水設備工事

給水引き込み管は敷地西側の公共水道本管より分岐し、建物南側にFRP製受水槽（二槽式）を設ける。FRP製受水槽近くに加圧給水ポンプユニットを設ける。給水ポンプユニット以降、建物内衛生器具及び厨房機器に給水を供給する。地震時の対策として受水槽の流出側に地震を感知して作動する緊急遮断弁を設け、配管破損時の水量確保を図るものとする。また、受水槽の近くに直結給水ができる給水栓を設ける。

### 3) 排水通気設備工事

各階の衛生器具からの汚水及び排水は建物内を合流式にて排水するものとする。給食室からの排水は建物南側に設けたグリーストラップに導き屋外汚水桝を経由して、敷地西側の公共下水道本管に接続する。

### 4) 給湯設備工事

給食室の厨房機器の給湯用に建物北側に屋外型ガス給湯器を設ける。

### 5) プロパンガス設備工事

給食室の厨房機器にプロパンガスを供給する。プロパンガスボンベはLPガスボンベ収納庫内に設け、収納庫は建物西側に設ける。

### 6) 空調設備工事

空調設備は電気式ビル用マルチ方式で行うものとする。室外機は屋上に設ける。各部屋にカセット型室内機を設けるものとする。EHP室外機は省エネルギーを考慮して高効率のものを選定する。

### 7) 換気設備工事

便所及び倉庫等は第3種換気、各居室の換気設備は天井埋込型空調用換気扇（ロスナイ）を設ける。各居室に対して建築基準法に基づいてシックハウス対策として24時間換気設備を設ける。

給食室の換気設備は第1種換気とし、給・排気量は、排気量が給気量の15%程度上回るようにする。

### 8) 消火設備工事

建物全体に屋内消火栓設備を設ける。1階消火ポンプ室に屋内消火栓ポンプユニットを設ける。

### 9) 厨房機器機設備

給食室に各厨房設備機器を設ける。

エレベーターを利用しコンテナを2階と3階の配膳室へ配送する。

## 8. 概算事業費の検討

### (1) 各種交付金や補助金、地方債等の算出

#### 1) 補助金等財政支出措置の検討

財源調達方法		諸条件
補助金等	公立学校施設整備費負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立の小学校、中学校、義務教育学校等の校舎・屋内運動場(体育館)等の新築又は増築する場合等に、その経費の一部を国が負担することで、学校の施設整備を促進し、教育の円滑な実施を確保する</li> <li>・補助率:1/2(地域や事業内容によって特例あり)</li> <li>注)負担基準額に対する負担割合であり、総事業費に対する割合ではない</li> </ul>
	学校施設環境改善交付金 改築事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育諸学校の建物(老朽化した施設を建て替える事業の対象となったもの)の改築に要する経費</li> <li>・対象 屋外環境(グラウンド等)木の教育環境の整備</li> <li>・補助率:1/3</li> <li>注)負担基準額に対する負担割合であり、総事業費に対する割合ではない</li> </ul>
	学校施設環境改善交付金 太陽光発電等導入事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電等又は蓄電池を設置する際に必要な経費の一部を国庫補助し、地域の実情に応じた地球温暖化対策の推進や環境教育への活用を図る</li> <li>・対象:太陽光発電等を設置に必要となる工事一式、蓄電池(単独で整備する場合には、太陽光発電設置校に限る)</li> <li>・補助率:1/2</li> </ul>
	エコスクール・プラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定を受けるもの</li> <li>・対象:省エネルギー・省資源型(断熱化、省エネ設備、雨水利用等)その他新エネルギー活用型(地中熱利用)等</li> <li>・補助率:1/3(改築の場合)</li> </ul>
	レジリエンス強化型ZEB実証事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設(学校等)において、停電時にもエネルギー供給が可能であって換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型のZEB に対して支援</li> <li>・対象:再生可能エネルギー設備・蓄電池等及び省エネ型の高機能換気設備等の導入</li> <li>・補助率:1/3(ZEB Readyの場合) 3/5(Nearly ZEBの場合) 2/3(ZEB の場合)※上限あり</li> </ul>

補助金等	<b>地方債 学校教育施設等 整備事業債</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象国庫負担事業分、学校施設環境改善交付金分</li> <li>・起債充当率75%または90%(交付税措置率50%または70%)</li> </ul>
	<b>地方債 公共施設等 適正管理推進事業債</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 建築物の延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 非建築物(グラウンド等)の維持管理経費等が減少すると認められる</li> </ul> <p>集約化・複合化事業、太陽光発電の導入 建築物におけるZEB(一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物)の実現 省エネルギー改修の実施 LED照明の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起債充当率90%(交付税措置率30~50%)</li> </ul> <p>注)公共施設等適正管理推進事業債については、公共施設の集約化・複合化、ユニバーサルデザイン化等は令和8(2026)年度まで、脱炭素化事業は令和7(2025)年度までのため、恒久的な地方債ではないことに留意する必要があります。</p>

2) 公立小学校・中学校の施設費の国庫負担等について

公立小学校・中学校の校舎の施設整備については「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、以下のとおり財政処置を講じている。

①校舎を新たに建築する場合

・教室不足を解消するための新增築※ ・統合に伴う新增築	公立学校施設整備費負担金により 1 / 2 負担
・構造上危険な状態にある建物等の建て替え（改築）	学校施設環境改善交付金により 1 / 3 補助

※新增築の工事費の国庫負担は「必要面積－保有面積」（整備資格面積）の範囲内とされている。「必要面積」教育を行うのに必要な最低限度の面積であり、国庫負担対象とすべき合理的な面積。学級数に応じて定められている

「保有面積」当該学校が保有している施設の面積

②既存校舎を改修する場合（大規模改造事業）	1 / 3 補助
-----------------------	----------

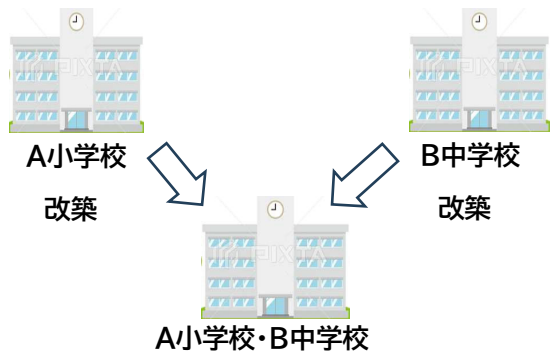
3) 小中一貫教育を行う小学校・中学校の施設一体型校舎の整備について

小中一貫教育を行う学校施設整備に特化した財政処置はないが、小学校及び中学校のそれぞれについて現行制度を活用し、施設一体型校舎の整備が行われている。

①A小学校とB中学校の施設一体型校舎を整備する場合

・校舎を新たに建築する場合（改築）	1 / 3 補助※
-------------------	-----------

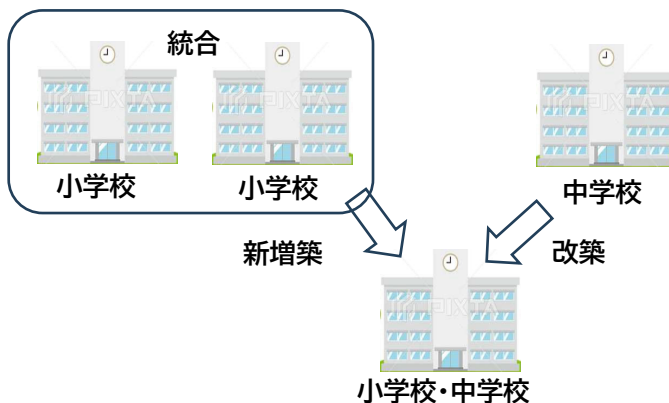
※A小学校及びB中学校それぞれの建物が構造上危険な状態にあると判断された場合等に限る



②既存の複数の小学校を統合し、統合小学校と中学校の施設一体型校舎を整備する場合

・校舎を新たに建築する場合	小学校部分 1 / 2 負担（統合） 中学校部分 1 / 3 補助（改築）※
---------------	---

※建物が構造上危険な状態にあると判断された場合等に限る



**【参考】小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理（抜粋）**

（平成24年7月13日中央教育審議会初等中等教育分科会学校段階間の連携・接続等に関する作業部会）

- ・小中連携、一貫教育推進のため、校舎や屋内運動場を一体化するに当たって、既にある学校を改築する場合、小学校どうし又は中学校どうしの統合に伴う新增築よりも国庫補助率が低い。
- 同等程度の補助を行うことや共用部分の在り方について、国として検討することが必要である。

**新增築**：既存の建物に新たに建物を築造すること

床面積が増加する場合もあれば、増加しない場合もある。

**新築**：新たに建物を建てること

更地に新しい建物を建てることを指し、既存の建物がない状態から始まる。

**改築**：既存の建物を壊して立て直すこと

床面積を変えずに建物の全てまたは一部の間取りを変更したり、壊して新しく立て直したりすること。

**改修**：既存の建物は壊さず機能や安全を回復させること

建物の構造はそのまま、壁紙を張り替えたりトイレを新しくしたりなどの工事のこと。

## 9. 開校までのスケジュール検討

### (1) 事業スケジュールの作成

本事業のスケジュールは以下のとおり想定しています。既存の長瀬中学校の敷地へ建設するにあたり、中学校の建物に影響がない南側グラウンドに施設一体型の小中一貫校を配置することで工事期間中は、仮設校舎を設けずに既存の校舎と体育館の利用を続けることができます。

校舎と体育館が完成し、引越しを行った後、既存建物の解体工事が行われ、並行して外構とグラウンドの整備工事を行うため工事期間中の児童生徒の安全を考慮した場合、3年間はグラウンドを使用できなくなります。

図表：想定事業スケジュール

実施項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	
基本構想	基本構想	小中一貫教育の方針、アンケートおよびワークショップによる学校施設規模の検討							
基本計画		基本計画	施設規模の整理・概算工事費の試算等施設配置の見直し						
長瀬小中一貫教育検討委員会	検討委員会開催								
敷地・レベル測量調査			敷地測量	学校用地取得・用地測量					
基本設計・実施設計	プロポーザル方式等による設計会社の選定		基本設計・実施設計		基本設計：基本仕様を確定 実施設計：詳細設計・積算と申請・届出				
地盤調査			地盤調査	基礎・構造計画の条件整理					
解体工事（長瀬中学校）							中学校解体工事		
建設工事 A工区校舎棟		仮設校舎を設けずに長瀬第一小学校と長瀬中学校の校舎と体育館を使い続けながら工事を行う			A工区工事		新校舎棟供用開始		
建設工事 B工区体育館棟					B工区工事 体育館棟建設工事		新体育館棟供用開始		
外構・グラウンド整備工事					3年間グラウンドが使用できない		外構・グラウンド整備工事	グラウンド供用開始	
引越し					児童生徒の引越しは一回で済む		引越		
開校に向けた準備			開校に向けた準備						

## 10. おわりに

今回、長瀬町教育委員会として、小中学校を取り巻く現状や課題、将来的な見通しを踏まえ、基本構想・基本計画を示しました。

長瀬町では児童生徒数の減少に応じたより良い教育環境を整えるため、義務教育期間の9年間における長瀬町らしい教育課程の編成とその実行にふさわしい教育体制を検討して参りました。

長瀬町における小中一貫教育の学びの場としては、施設一体型の義務教育学校がふさわしいという判断をいたしました。

この基本構想・基本計画を推進するためには、保護者や地域の方々の理解があって実現するものと考えています。

そのために、教育委員会としての考え方をしっかりと説明し、児童生徒にとってのより良い教育環境の実現に取り組んでいく必要があります。

施設一体型の義務教育学校が、これまでと同様に地域から愛され、支えられる存在となるよう、行政・学校はもとより、保護者や地域の方々とともに考え、ともに創りあげていきたいと考えています。

関係者の皆様におかれましては、今後も長瀬町が目指す学校教育の実現に向けて、積極的なご支援を賜りますよう、お願いします。